

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱

(趣旨)

- 第1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援する。

(通則)

- 第2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の1及び2に要する経費を交付するものとする。
- 1 新市場獲得対策
 - (1) 別表1の事業に要する経費
 - 2 収益性向上対策・生産基盤強化対策
 - (1) 別表2のIの基金の造成に要する経費

(2) 別表2のⅡの事業に要する経費

(定義)

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

1 新市場獲得対策

(1) 拠点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画（「協働事業計画に係る承認規程」（令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

(2) 連携者

拠点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

(3) 麦・大豆国産化プラン

本対策の受益地となる産地と当該産地で生産された麦（小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。）及び大豆を使用する実需者が連携し、国産麦・大豆の供給力強化を図るための計画をいう。

2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

(1) 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。

(2) 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会（以下「地域協議会」と総称する。）をいう。

(3) 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、別記2に定める基準を満たすものをいう。

(4) 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長（以下「地域協議会長等」と総称する。）により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強

化を図るための計画であって、都道府県知事により別記 2 に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

(5) 取組主体事業計画

別表 2 に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

(6) 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、別記 2 に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

(7) 基金管理団体

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

(事業の内容)

第 5 本事業は、新市場獲得対策及び収益性向上対策・生産基盤強化対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合については、別表 2 に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減を図られるよう努めなければならない。

(事業の実施等)

第 6 事業実施計画及び都道府県事業実施計画並びに取組内容の変更手続については、別記 1 及び別記 2 により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

(1) 新市場獲得対策

原則として、適正化法第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、都道府県知事からの

助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

（交付の対象及び補助率）

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- （1）新市場推進事業（別表1のⅠの1及び2）
- （2）新市場整備事業（別表1のⅡの1、Ⅱの3の（1）のイ）
- （3）基金事業（別表2のⅠ）
- （4）都道府県推進事業（別表1のⅠの3）
- （5）都道府県整備事業（別表1のⅡの3の（1）のア、別表2のⅡ）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3に定めるところによる。

ただし、第5第1項のただし書きに規定する事業に要する経費については、農産局長が別に定めるところによる。

3 基金事業に係る基金造成については以下に定めるところによるものとする。

- （1）基金管理団体は、第1項第3号の交付を受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

（2）基金の管理等

ア 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

イ 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

ウ 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

エ 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、共通 5 に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

オ 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

カ 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

キ 基金管理団体は、共通 5 に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

(3) 基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)

3 の(4)アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

(4) 基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

(流用の禁止)

第 8 別表 3 の区分欄に掲げる 1 から 4 までの事業に係る経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 と 2 の経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 1 の事業における I と II の経費の相互間、別表 3 の区分欄の 1 の経費欄に掲げる 2 の事業における I と II の経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第 9 交付規則第 2 条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあつては別記様式第 1 号ー 1、基金事業にあつては別記様式第 1 号ー 2、都道府県推進事業及び都道府県整備事業にあつては別記様式第 1 号ー 3 による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表 3 の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体、都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者(以下「推進事業者等」という。)は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得

た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあつては農産局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 11 交付決定者は、第 9 第 1 項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。

2 第 9 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

第 12 推進事業者等は、第 9 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 11 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第 13 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。

3 地方公共団体以外の推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。

(3) 推進事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 推進事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 3 の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第 16 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 17 推進事業者等は、補助金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号－1 に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求、補助金の支払)

第 18 推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号－1 による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書きに基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 6 号－2 による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。
- 3 都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第 19 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあつては別記様式第 7 号－1、基金事業にあつては別記様式第 7 号－2、都道府県推進事業、都道府県整備事業にあつては別記様式第 7 号－3 のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第 14 第 1 項による廃止の承認があつたときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 推進事業者等は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
- 3 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第 9 第 2 項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあつた日の翌年 6 月 30 日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 20 交付決定者は、第 19 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に

係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しいときは、90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第 21 推進事業者等は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 20 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第 22 交付決定者は、第 14 第 1 項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 11 第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - （2）推進事業者等が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合
 - （3）推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - （4）間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - （5）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
 - （6）交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをし

た場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 20 第 3 項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第 23 推進事業者等は、推進事業対象経費（推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 24 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、推進事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 9 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 11 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

（1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 5 第 3 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第 25 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにし

ておかなければならない。

- 2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第26 推進事業者等が地方公共団体の場合にあつては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第27 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、推進事業者等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により推進事業者等による間接補助金の交付の決定をもって推進事業者等の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による推進事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残

存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を推進事業者等に納付させることがあること。

- 2 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第 13 及び第 26 の規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 3 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第 1 項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第 2 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 4 推進事業者等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 推進事業者等は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第 1 項第 2 号ただし書の場合にあっては、第 11 第 1 項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 6 推進事業者等は、第 1 項第 3 号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 推進事業者等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

- 第 28 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第 29 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

（使用見込みの低い基金の返納）

第 30 基金管理団体は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

（区分経理等）

第 31 基金管理団体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

（他用途使用の禁止）

第 32 基金は、別表 2 の I 基金事業（都道府県知事が必要と認め、別表 2 の II に準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、同項に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

（基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件）

第 33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第 8、第 14 から第 17、第 19、第 21 から第 23 まで、第 25 及び第 26 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

（1）適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

（2）助成金により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、取組主体は、都道府県による基金管理団体の承

認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による基金管理団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付させることがあること。

(4) 取組主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(5) 取組主体は、第4号により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

2 基金管理団体は、第1項第2号により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

3 基金管理団体は、第1項第3号により都道府県から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、都道府県は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第34 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施状況等の報告)

第35 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等、取組主体及び基金管理団体が行う事業実施状況の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業評価の報告)

第36 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体の事業評価の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業の適正な執行の確保及び指導推進等)

第 37 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記 1 及び別記 2 に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第 38 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号、元生産第 1697 号、元政統第 1781 号食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。
- 3 2 による廃止の前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別表 1 (新市場獲得対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 (1) 生産安定・効率化機能の具備・強化 (2) 供給調整機能の具備・強化 (3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 (4) 農業機械等の導入及びリース導入 (5) 効果増進・検証事業 (6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。) (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。) (6) 民間事業者 (7) 特認団体 (8) コンソーシアム(別記1別紙1に定める場合に限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 協働事業計画が承認されていること。 (2) 別記1別紙1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1別紙1に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 (1)～(3)及び(6)の事業 事業費の1/2以内(別記1別紙1に定める場合にあつては、定める額)とする。 (4)の事業 導入する農業用機械等の本体価格の1/2以内とする。 (5)の事業 定額とする
2 園芸作物等の先導的取組支援 (1) 果樹 (2) 茶 (3) 野菜 (4) 花き	事業実施主体は、別記1別紙2に定める者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記1別紙2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記1別紙2に定める要件を満たしていること。	補助率は、別記1別紙2に定めるとおり(定額又は事業費の1/2以内)とする。
3 国産シェア拡大対策 (1) 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策 (2) 園芸作物 生産・流通支援のうち ア 生産体制合理化実践推進支援 イ 新素材活用生産資材の導入	事業実施主体は、別記1別紙3に定める者とする。 事業実施主体は、別記1別紙4に定める者とする。	採択要件は、次に掲げるとおりとする。 (1)の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙3に定める成果目標の基準を満たしていること。 イ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。 ウ 別記1別紙3に定める要件を満たしていること。 (2)の事業 次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 ア 別記1別紙4に定める成果目標の基準を満たしていること。	補助率は、次に掲げるとおりとする。 (1)の事業 補助率は導入する機械等の導入費用の1/2以内とする。 (2)の事業 定額、事業費の1/2以内とする。

		全ての費用を償 うことが見込ま れること。 ウ 別記1別紙 4に定める要件 を満たしている こと。	
--	--	---	--

別表 2 (収益性向上対策・生産基盤強化対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。なお、別表 2 の事業における事業実施主体は、都道府県とする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者(別記 2 に定めるものをいう。以下Ⅱの収益性向上対策について同じ。) (6) 農業者の組織する団体(別記 2 に定めるものをいう。以下同じ。) (7) 民間事業者(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記 2 に定めるものに限る。以下同じ。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の 1/2 以内とする。 イの事業 事業費の 1/2 以内(ただし、別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。
(2) 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会	採択要件は、メニュー欄の 1 の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は定額(1/2 相当)とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記 2 に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記 2 に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の 1/2 以内とする。 (2) の事業 事業費の 1/2 以内(別記 2 に定める場合においては、定める額以内)とする。 (4) 及び(5)の事業 定額(別記 2 に定める場合においては、定める率又は額以内)とする。 (6) の事業 定額(ただし、別記 2 に定める単価に実施面積を乗じた額を上限)、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の 1/2 以内とする。

(注 1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、Ⅱのメニュー欄の 1 に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注 2) 第 5 第 1 項ただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

Ⅱ 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 米粉、大豆製品及び茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用設備を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 (9) 中間事業者(別記2に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者(別記2に定めるものに限る。) 青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11) 都道府県知事が地方	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(別記2を除く。)	補助率は事業費の1/2以内(ただし、別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。

	農政局長等と協議して 認める団体 (12) コンソーシアム		
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 ・生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 ・生産技術高度化施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。	補助率は事業費の1／2以内とする。

別表 3 (第 7、第 8、第 14 及び第 15 関係)

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経 費 の 配 分 の 変 更	事業内容の変更
1 国産農産物 生産基盤強化 等対策事業費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	1 産地生産基盤パ ワーアップ事業推 進費 (新市場推進事業) Ⅰ 新市場対応に向 けた拠点事業者の 育成及び連携産地 の体制強化 Ⅱ 園芸作物等の先 導的取組支援 ① 果樹に関するも の ② 果樹以外に関す るもの	定 額 1 / 2 以 内 1 / 3 以 内	地 方 農 政 局 長 等 農 林 水 産 大 臣 地 方 農 政 局 長 等	1 補 助 率 が 異 な る と 間 の 増 減 の 増 減	1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及 び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 の 30% を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及 び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30% を 超 え る 減
	2 産地生産基盤パ ワーアップ事業基 金造成費 (基金事業) Ⅰ 事業費 本要綱に基づいて 行う事業に係る次 の①及び②に掲げ る経費として、基金 の造成に要する経 費 ① 収益性向上対策 ② 生産基盤強化対 策 Ⅱ 事務費 基金の管理に要す る経費	定 額	農 林 水 産 大 臣		1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及 び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 の 30% を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 経 費 の 欄 に 掲 げ る Ⅰ 及 び Ⅱ の そ れ ぞ れ の 経 費 の 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30% を 超 え る 減
2 国産農産物 生産基盤強化 等対策整備費 補助金 産地生産基盤 パワーアップ 事業費補助金	産地生産基盤パワ ーアップ事業整備費 (新市場整備事業) 整備事業費	1 / 2 以 内	地 方 農 政 局 長 等		1 推 進 事 業 者 等 の 名 称 の 変 更 2 事 業 の 中 止 又 は 廃 止 3 事 業 費 の 30% を 超 え る 増 又 は 国 庫 補 助 金 の 増 4 事 業 費 又 は 国 庫 補 助 金 の 30% を 超 え る 減

区 分	経 費	補助率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業内容の変更
3 国産農産物生産基盤強化公費等対策団体補助金	産地生産基盤パワーアップ事業推進費（都道府県推進事業） 推進事業費	定 額 1 / 2 以 内	地方農政局長等	1 補助率が経費に異なると相互におおけの増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
4 国産農産物生産基盤強化公費等対策団体整備補助金 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業整備費（都道府県整備事業） Ⅰ 整備事業費 Ⅱ 附帯事務費	1 / 2 以内（ただし、別記2に定める場合においては、定め率は額以内とする。） 1 / 2 以内	地方農政局長等	1 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡの間におおけの増減 2 補助率が経費に異なると相互におおけの増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるⅠ及びⅡのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減

別記様式第 1 号－ 1 （第 9 関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要 する経費 (A + B)	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表 3 の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
 - ☐ 免税事業者
 - ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が 5 % 超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第 1 号－ 2 （第 9 関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成計画

経 費	補助事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
産地生産基盤パワーアップ事業基金造成費	円	円	円	
I 事業費				
II 事務費				

- 4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
 - (1) 規約及び会計に関する規程
 - (2) 業務方法書 (案)

別記様式第 1 号－ 3 （第 9 関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業計画内容のとおり事業を実施したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 9 の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	補助事業に要 する経費 （A＋B）	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金等 （A）	その他 （B）	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

- （注）1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。
- ☐ 地方公共団体の一般会計
 - ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が５％超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 補助金交付規程又は要綱
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する推進事業者等については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、推進事業者等ごとに作成すること。
- 2 妥当性協議終了時の事業内容から変更がある場合には、妥当性協議終了時の計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。
- 4 5の添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 2 号（第 13、第 27 及び第 33 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔推進事業者等〕 殿（第 13）
〔間接補助事業者〕 殿（第 27）
〔取組主体〕 殿（第 33）

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約又は申込みに係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （注） 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。
- 4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、推進事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号－1、第1号－2及び第1号－3の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。
- なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業等の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記						
区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
〇〇〇〇	円	円	%	円		

- （注） 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
- 2 「総事業費」の欄には、基金事業にあつては基金の造成額を記載すること。
- 3 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号ー1（第18第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義
振込先金融機関・口座番号：〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇

(令和〇〇年〇月〇日 現在)												
区 分	補助事業に 要する経費	(A) 国庫補助金	国庫補助金 中 9 割相当 額	(B) 既受領額		遂行状況 報告(※)	(C) 今回請求額		(A)-(B)+(C) 残額		事業完了予定年月 日	備考
				金 額	出来高		金 額	〇月〇日 まで予定出 来高	金 額	〇月〇日 まで予定出 来高		
産地生産基盤パワ ーアップ事業費	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
整備事業費												
附帯事務費												

（注）遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。
「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおりに報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」
※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号ー2（第18第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第2項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号-1 (第19第1項関係)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇事業)実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業)〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助率	推進事業等に要した経費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
			国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇 〇〇〇〇					
合 計					

- (注)
- 1 区分の欄は、別表3の経費の欄の事業名を記載する。ただし、補助率が異なる場合には補助率ごとに記載すること。
 - 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(注)

- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5（2）の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写し及び契約書、請求書、領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載する。

※ 妥当性協議に当たり提出した申請書の記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

(注)

- 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
- 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付すること。
- 支払経費の確認のため必要がある場合は、確認のための資料（例：契約書、請求書、領収書等の写し）を、「及び」以降に追記すること。
また、支払経費の確認以外にも、必要に応じ事業実施等の確認のための資料（例：写真、議事録等の写し）を、「及び」以降に追記すること。

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号ー2（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の基金造成実績

経 費	推進事業等に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		負 担 区 分
		国庫補助金等 (A)	国庫補助金等 (A)	
産地生産基盤パワーアップ 事業基金造成費	円	円	円	
1 事業費				
2 事務費				

- 4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 添付書類
基金造成の口座に係る金融機関の預金残高証明書の写し

別記様式第7号－3（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定によりその実績を報告する。
また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金 〇〇〇円

- (注)
- 1 交付申請時に提出した計画書を添付すること。ただし、事業の実績が、交付申請の内容と同様の時は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった」旨を加筆し、計画書の添付は省略すること。
 - 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 3 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金を交付した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し（地方公共団体に限る。）及び確認のための資料（出来高設計書及び財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
 - 5 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

別記様式 8 号（第 19 第 2 項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第 19 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		完了予定 年月日
	事業費 (A)	交付金額	(A)のうち 年度内支払 済額	概算払 受入済額	事業費	交付金額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号－1 の記の「3 経費の配分及び負担区分」又は別記様式第 1 号－3 の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 本様式は、年度内に交付事業等が完了しなかった場合に提出するものとする。
- 3 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第19第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（推進事業等に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、推進事業者等が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- （4）推進事業者等が消費税法第60条第4項（昭和63年法律第108号。以下同じ。）に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第 10 号（第 25 関係）

財 産 管 理 台 帳

推進事業等 名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管補助金名										
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限年 月日	承 認 年月日	処分の 内 容			
									国庫補助 金	都 道 府 県費	市 町 村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
	計																		
	計																		
	合 計																		

(注)

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
- 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 26 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

産 地 生 産 基 盤 パ ワ ー ア ッ プ 事 業 補 助 金 等 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										
			歳 入			歳 出							
推進事業等名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	備 考
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

- 記載要領
- 「推進事業等名」欄には、推薦事業等の名称のほか、当該事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
 - 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「推進事業等名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
 - 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
 - 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 - 推進事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該推進事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記 1 新市場獲得対策

第 1 事業の内容等

本事業の内容等は別紙に定めるとおりとする。

- 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
別紙 1 に定めるとおりとする。
- 2 園芸作物等の先導的取組支援
別紙 2 に定めるとおりとする。
- 3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）
別紙 3 に定めるとおりとする。
- 4 国産シェア拡大対策（園芸作物）
別紙 4 に定めるとおりとする。

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1 取組の内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援（以下「本事業」という。）での取組の内容は、Ⅰの1、Ⅱの1に定めるところによるものとする。

2 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、Ⅰの1の（1）のオの取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に応えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト（8～10月出荷）、セルリー（6～12月出荷）、にんにく、しょうが、さといも、えんどう（11～7月出荷）、キャベツ（11月又は1～5月出荷）、レタス（11～3月出荷）、かぼちゃ（11～6月出荷）、だいこん（4～7月又は10月出荷）及びアスパラガス（2～5月又は9～11月出荷）に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、3の（3）の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体の出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

（1）事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下、本事業において「事業実施主体という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

（2）成果目標の基準

成果目標の内容及び達成すべき基準は、Ⅰの4、Ⅱの4に定めるところによるものとする。

（3）目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなす。

- (2) 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画を提出するものとする。事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

なお、事業実施主体が、特認団体の場合には、事業実施計画と合わせて別紙様式第2号に定める特認団体協議書を提出し、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

- (4) 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本要綱に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標の変更にあつては、重要な変更として、(1)から(3)までに準じた手続を行うものとする。

(5) 事業の着手

ア 本要綱第6第2項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第3号により地方農政局長等に提出するものとする。

イ アにより交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。

ウ 地方農政局長等は、アによる交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

2 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙様式第4号により事業実施状況を翌年度の6月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

- (3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(1)及び(2)に定める報告以外

に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

3 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)による報告を受けた場合には、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、その結果を公表するとともに、事業実施計画に定めた成果目標が未達成であった場合は、当該事業実施主体に対して、別紙様式第6号に定める改善計画を提出させるなど、適切な措置を講ずるとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、検討会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、1の(4)の重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (4) 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。

- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の(1)から(3)までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。

- (1) 生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）

- (2) 供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
- (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第5 事業実施主体

- 1 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(6)の「民間事業者」は、以下の(1)を必須とし、(2)又は(3)のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、Ⅱの1の(2)から(5)までを整備する事業実施主体においては、(2)を必須とする。
 - (1) 拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。
 - (2) 以下のア及びイを満たすこと。
 - ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。
 - イ 複数の生産者又は1以上の生産者団体との間で、事業実施から3年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。
 - (3) 事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。
- 2 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(7)の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - (1) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - (2) その他事業目的に資するものとして地方農政局長等が認める団体
- 3 本要綱別表1のⅠの1及びⅡの1の事業実施主体欄の(8)の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
 - (2) 整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。
 - (3) 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の

範囲内で設定することとしていること。

- (4) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
- (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) 年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (7) 拠点事業者が参画していること。

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、本対策の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 3 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が本要綱に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 4 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。
- 5 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。

ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあつては、事業実施主体は、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。
- 7 スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等）、農業ロボット（収穫ロボット等）、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱う

データ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあつては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

I 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

- ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調整体制の確立
農作業・出荷作業の代行、農業用機械の合理的配置・利用、労働力の融通、
労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の
取組。
- イ 生育予測システム等の導入
実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生
育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。
- ウ 種子・種苗等の供給体制の整備
実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生
産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。
- エ 新たな栽培技術等の導入・普及
低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽
培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改
良等の取組。
- オ 端境期等に対応した出荷体制の整備
実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、
国内産が需要に对应されていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新た
な野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

- ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るた
め、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の
確立に必要な取組。
- イ 集出荷調整機能の高度化
安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイン
ト活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

- ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入
生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A P やトレーサビリティの
導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。
- イ 新品種等現地適応性試験の実施
実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。
- ウ 導入品種等の加工等適性試験
導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を
評価するための検討会、加工適性試験等の取組。
- エ 品質管理、物流の効率化
実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や
共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。
- オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫した温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業用機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のオの取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、農産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費 (1 の (4) 及び (5) の取組を除く。) は、別表 1-1 に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表 1-1 の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1 の (5) の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表 1-1 に掲げるもののうち、次の (ア) から (オ) までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業用機械等のレンタル及びリースに要する経費

- (イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費
- (3) 次の経費は、助成対象としない。
- ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
 - ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

1の(1)のオの取組については、10a当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(2)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10a当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

- (1) 販売額又は所得額の10%以上の増加
- (2) 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- (3) 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること
- (4) 労働生産性の10%以上の向上
- (5) 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

5 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1－2の「推進事業の配分基準について」により選定するものとする。

6 補助対象基準

- (1) 1協働事業計画当たりの単年度の交付金の要望額は、5千万円を上限とする。
- (2) 1の(1)のオに取り組む場合は、以下を要件とする。
 - ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5ha以上とすること。なお、対象品目を1年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。
 - イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別紙様式第1号別添3－1により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）が、出荷前までに締結されていること。
 - (ア) 当該契約の対象となる対象品目
 - (イ) 対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）
 - (ウ) 数量契約を行う場合にあっては、対象品目の数量（以下「契約数量」とい

う。)

(エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(3) 1の(1)のオに取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

- (イ) 助成の対象となる農業用機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- (ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業用機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (エ) 本体価格が 50 万円以上の農業用機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- (オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業用機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1 年未満の端数は切り捨てる。）が 2 年以上の農業用機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

- (カ) 次の経費は、助成対象としない
 - a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
 - b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
 - c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
 - d 本体価格が 50 万円未満の農業用機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費
 - e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

(キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

- (ク) 農業用機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業用機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター、コンバイン又は田植機を導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、Application Programming Interface（複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組み。以下「API」という。）を自社の web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している、又は令和 4 年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。

イ 農業用機械を導入する場合

- (ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。
- (イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、本要綱第 25 に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、

本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金)／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、共通7により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝

「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2 以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2以内）

(5) 1の(5)に取り組む場合

農業用機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(6) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体

制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

Ⅱ 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要なとなる次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、1 の（9）の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設（施設園芸栽培技術高度化施設に限る。）については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域内（以下「市街化区域」という。）（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、共通 2 の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が 10 年以内のものに限ることとする。

3 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、共通 1 のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

4 成果目標

整備事業の成果目標は、共通 8 に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

5 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、共通 7 により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通８の「整備事業における配分基準について」より 16 ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

- (1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20 億円を上限とする。
- (2) 整備事業で整備する施設については、共通 8 に定める施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (3) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和 55 年 4 月 19 日付け 55 構改 A 第 503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (5) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (6) 地方農政局長等は、別記 1 の別紙 1 の第 3 の 3 による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別紙様式第 6 号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが 70%未満の状況が 3 年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が 80%未満の状況が 3 年間継続している場合

- (7) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (8) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のも

のを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

(9) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。

(10) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要綱に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。

(11) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。

ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。

エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(12) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。

(13) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。

(14) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

(15) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

(16) 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、別記1の別紙1の第3の2に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

(17) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修

する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。

(18) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食農 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

(19) 生産技術高度化施設のうち省エネルギーモデル温室、低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設並びに高度技術導入施設のうち施設園芸栽培技術高度化施設を整備する場合、事業完了後 6 年以内に整備ほ場を畑地化（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。）の別紙 1 に定める交付対象水田からの除外をいう。以下同じ。）することとする。

8 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成 23 年 3 月 17 日付け環廃産発第 110317001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成 24 年 12 月 21 日付け 24 生産第 2455 号生

産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用にも努めるものとする。

(6) 管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

(7) G A P への対応

本事業において施設等を整備し、G A P 認証を取得する場合にあつては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

(8) 作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

(9) 先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト

化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 1－1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格50万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
システム導入費		・本事業を実施するために直接必要なシステムの導入に係る経費	・取得価格50万円以上のシステムについては、見積書（当該システムを取り扱うのが2社以下の場合を除き、原則3社以上から取得すること）やカタログ等を添付すること。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する

			人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	
	消耗品費	・事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記憶媒体	

		・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号及び第2号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデータ分析を外部に委託する際に必	

		要な経費並びに農業用機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
端境期等対策支援費		・ 端境期等対策産地の育成に直接必要な作柄安定等の取組に係る経費	

(注１) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- １ 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ２ 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注２) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表 1－2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容	
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）	
・販売額又は所得額の10%以上の増加	
	20%以上・・・10ポイント
	18%以上・・・8ポイント
	15%以上・・・6ポイント
	13%以上・・・4ポイント
	10%以上・・・2ポイント
・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること	
	20%以上・・・10ポイント
	18%以上・・・8ポイント
	15%以上・・・6ポイント
	13%以上・・・4ポイント
	10%以上・・・2ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率	
	100%以上・・・10ポイント
	95%以上・・・8ポイント
	90%以上・・・6ポイント
	85%以上・・・4ポイント
	80%以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上	
	20%以上・・・10ポイント
	18%以上・・・8ポイント
	15%以上・・・6ポイント
	13%以上・・・4ポイント
	10%以上・・・2ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減	
	15%以上・・・10ポイント
	13%以上・・・8ポイント
	10%以上・・・6ポイント
	8%以上・・・4ポイント
	5%以上・・・2ポイント

別紙様式第1号（別記1別紙1第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施主体計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別添の事業実施主体計画を添付すること。
 - 2 特認団体の協議にあっては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
 - 4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる

担当者：
所 属：
氏 名：
連絡先：
E-mail：

**産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【推進事業】**

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

別紙様式第 1 号（新市場対応）別添 2

1. 事業実施主体名及び対象品目

事業実施主体名	対象品目

2. 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記 1 別紙 1 の I の 1 の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

輸出事業計画登録者	所属・役職	
	氏名	

（注）輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 〇〇年	設定の考え方、検証の方法
	現状値 （〇〇年）	目標値 （〇〇年）	増減又は 割合		

（注）別記 1 別紙 1 の I の 4 の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4. 総括表

支援メニュー	総事業費	負担区分			備考欄
		国庫補助金	自己資金	その他	
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立	0				
イ 生育予測システム等の導入	0				
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備	0				
エ 新たな栽培技術等の導入・普及	0				
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備	0				
(2) 供給調整機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立	0				
イ 集出荷調整機能の高度化	0				
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化	0	0	0	0	
ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入	0				
イ 新品種等現地適応性試験の実施	0				
ウ 導入品種等の加工等適性試験	0				
エ 品質管理、物流の効率化	0				
オ 高品質・低コスト流通システムの導入	0				
カ 輸出対応型産地の育成	0				
(4) 農業用機械等の導入及びリース導入	0				
(5) 効果増進・検証事業	0	0	0	0	
ア 計画策定及び効果検証の取組	0				
イ 技術等の実証の取組	0				
(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組	0				
合 計	0	0	0	0	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5. 事業実施経費

事業内容	金額 (円)	内訳	備考（経費の必要性と当該事業の関連性等）
(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化			
ア 労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立			
費 目			
イ 生育予測システム等の導入			
費 目			
ウ 種子・種苗等の供給体制の整備			
費 目			
エ 新たな栽培技術等の導入・普及			
費 目			
オ 端境期等に対応した出荷体制の整備			
費 目			
(2) 供給調整機能の具備・強化			
ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立			
費 目			
イ 集出荷調整機能の高度化			
費 目			
(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化			
ア G A P ・トレーサビリティ手法の導入			
費 目			
イ 新品種等現地適応性試験の実施			
費 目			
ウ 導入品種等の加工等適性試験			
費 目			
エ 品質管理、物流の効率化			
費 目			
オ 高品質・低コスト流通システムの導入			
費 目			
カ 輸出対応型産地の育成			
費 目			

(４) 農業用機械等の導入及びリース導入				
	費 目			
(５) 効果増進・検証事業				
ア	計画策定及び効果検証の取組			
	費 目			
イ	技術等の実証の取組			
	費 目			
(６) その他事業の目的を達成するために必要な取組				
	費 目			
合 計				

(注１) 「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

(注２) 「費目」欄には、別記１別紙１の別表１－１に掲げる費目を記入すること。

(注３) 適宜、行を追加して記入すること。

別紙様式第1号（新市場対応）別添3

1. 生産安定・効率化機能の具備・強化

（1）労働力不足等に対応した労働力や農業用機械の調全体制の確立

① 労働力調全体制の確立に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組の目的及び内容	備考

（2）生育予測システム等の導入

① 生育予測システム等の導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 種子・種苗等の供給体制の整備

① 供給体制の整備に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 新たな生産技術等の導入・普及

① 新たな生産技術等の導入・普及に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ 新たな生産技術等の普及に必要な取組

実施時期	実施場所	普及を行う技術等	対象者	普及の目的、方法	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 端境期等に対応した出荷体制の整備

事業対象面積	(延べ面積)	取組内容	備考

※ (延べ面積) は対象品目が1年に複数回作付けを行うものである場合のみ記載

- 添付書類
1. 契約内容確認書 (別紙様式第1号別添3-1)
 2. 事業の取組内容 (別紙様式第1号別添3-2)
 3. 農地台帳等、対象ほ場の所在地がわかるもの

契約内容確認書

採択年度 （契約年度）		
対象品目名		
契約期間（注 1）		
契約方法（注 1）	数量契約（ t ）	面積契約（ ha ）
	〇〇. 〇	〇〇. 〇
加工形態（注 2）		
備考（注 3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年月日

住所
出荷者名

年月日

住所
（注 4）中間事業者名

年月日

住所
実需者名

- （注） 1 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
- 2 （注 1）については、契約期間が 1 年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
- 3 （注 2）については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
- 4 （注 3）については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
- 5 （注 4）については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

別紙様式第 1 号（新市場対応）別添 3－2

1 対象契約の計画

		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)
契約者名				
契約期間				
数量契約の場合	契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
	※契約数量のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			
	換算面積 (ha)			
面積契約の場合	契約面積 (ha)			
	※契約面積のうち 対象出荷期間における契約数量 (t)			

単収	kg/10a
----	--------

(注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第 2 位を切り捨て、ha単位で記載する。）の該当する方を記載する。
2. 数量契約の場合、換算面積（小数点第 2 位を切り捨て、ha単位で記載する。）は契約数量から、単収で除して記載する。
3. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。
4. ※の欄は、対象期間の設定されている品目のみ記載すること。

2 事業内容 実施期間（○年度～○年度）

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の取組

対策項目	取組内容	取組面積 (ha)	
		1 年目	2 年目
① 専用ほ場の設定		3 年目	
② 生産コストの 低減・省力化		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
③ 流通コストの 低減		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
④ トレーサビリ ティシステム の導入		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
⑤ 実需者ニーズ に即した生産 ・出荷		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	
⑥ 出荷量の安定		1 年目	
		2 年目	
		3 年目	

（注）1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

イ 作柄安定の取組

対策項目	1 年目		2 年目		3 年目	
	取組内容	面積	取組内容	面積	取組内容	面積
① 土層改良・排水対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
② 病虫害防除・連作障害 回避対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
③ 地温安定・保水・ 風害対策						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
④ 土壌改良資材施用						
小 計	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	
取組面積 （実面積）	○.○ ha		○.○ ha		○.○ ha	

（注）1 1つの対策項目において、複数回の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

2 取組面積（実面積）は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。

別紙様式第1号（新市場対応）別添4

2. 供給調整機能の具備・強化

（1）貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

① 安定出荷体制確立のために必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

（2）集出荷調整機能の高度化

① 集出荷調整機能の高度化のための調査

実施時期	導入時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

別紙様式第1号（新市場対応）別添5

3. 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

(1) GAP・トレーサビリティ手法の導入

① 講習会等の開催

開催時期	開催場所	参加予定者	講習会等の内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ マニュアル等の作成

マニュアル等の名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(2) 新品種等現地適応性試験の実施

① 実需者の要望等調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(3) 導入品種等の加工等適性試験

① 実需者等への調査の実施

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 品質評価等の検討会

開催時期	開催場所	検討会の構成	検討会の内容	備考

③ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

④ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(4) 品質管理、物流の効率化

① 実需者が求める荷姿等に関する調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(5) 高品質・低コスト流通システムの導入

① 高品質・低コスト流通システムの導入に必要な調査

実施時期	調査場所	調査対象	調査目的及び内容	備考

② 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

③ その他必要な取組

実施時期	取組内容	備考

(6) 輸出対応型産地の育成

① 想定する輸出先国・地域及び対象品目

輸出先国・地域名		対象品目名	

② 輸出拡大に当たっての課題

--

※ ①の輸出先への対象品目の輸出拡大を図るに当たって生じている課題のうち、本取組で対応する課題を記載する。

③ 課題解決に必要な取組

--

※ 課題解決のために本取組で取り組む技術実証等の内容（名称等）を、課題解決にあたり成果目標にどのように寄与するかを含めて記載する。なお、実証技術等の詳細な説明は資料の添付をもって代えることができる。

④ 導入する機器等の内容

導入時期	対象品目	導入する機器等	導入の目的及び内容	価格	備考

⑤ スケジュール

実施時期	取組内容	備考

※検討会を含め、本取組で取り組む内容を時系列に記載する。

別紙様式第 1 号（新市場対応）別添 6

4. 農業用機械等の導入及びリース導入

（1）農業用機械等の導入計画

対象機械	機種名		数量		台
	型式名				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 （有の場合：能力・取得年月 ・台数など）				
購入価格（税抜き）		[1]	(円)		
うちオプション分（税抜き）			(円)		
購入価格（税込み）		[2]	(円)		
購入費助成申請額		[3]	(円)		
購入物件保管場所					
備考					

注 1：「購入価格（税抜き）」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を控除した価格を記入してください。

注 2： 「購入費助成申請額」欄には、 $[1] \times 1/2$ 以内の額を記入してください。

注 3： 「備考」欄には、下取り価格又は処分益（税抜き）を記入してください。

注 4：添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② 農業用機械の導入にあつては、費用対効果分析
- ③ その他地方農政局長等が必要と認める資料

(2) 資材の導入計画

取組内容			事業費		備考
具体的内容 (資材の名称等を 具体的内容を記載)	個数、面積又は員数等	単価	(円)	うち助成金申請額(円)	
合計					

注： 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他地方農政局長等が必要と認める資料

(3) 農業用機械等のリース導入

①リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備考

注：対象農業用機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

②導入する農業用機械等の規模決定根拠

農業用機械等の名称	リース物件価格 (千円)	リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注１：「リース物件価格（千円）」の欄には、リースする農業用機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注２：「リースする農業用機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業用機械等の能力を決定（導入する農業用機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる農業用機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

③リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者（いずれかに○）	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式（いずれかに○）		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

④機械等のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）	年月	～	年月	（月）	備 考
	リース借受日から○年間（※２）				（年）	
リース物件取得予定価格（消費税抜き） ①					（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き） ②					（円）	
リ ー ス 料 助 成 申 請 額 ③					（円）	
リ ー ス 諸 費 用 （ 消 費 税 抜 き ） ④					（円）	
消 費 税 ⑤					（円）	
事業実施主体負担リース料（消費税込み） ① － ② － ③ ＋ ④ ＋ ⑤					（円）	
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式の口印にレ点を記入すること）。						
☐ I $\text{リース物件価格} \times \text{リース期間} / \text{法定耐用年数}$ $\times 1/2$ 以内 ☐ II $(\text{リース物件価格} - \text{残存価格})$ $\times 1/2$ 以内						

注１：※１及び※２については、いずれかを記入すること。

注２：リース事業者の見積書の写し、規模決定根拠、その他地方農政局長等が必要と認める資料等を添付すること。

注３：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5. その他事業の目的を達成するために必要な取組

実施時期	取組内容	備考

6. 「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約

申請時	実施状況報告時

※「農業分野におけるA I データ契約ガイドラインに関する契約ガイドライン」に則した契約を予定又は締結した場合は、チェックをすること。

7. オープンAPIへの対応

トラクター、コンバイン又は田植機の導入又またはリース導入を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、導入を希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

☐ 整備している（又は整備する見込みである） ☐ 整備していない

（参考）APIを自社webサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は整備する見込みである農機メーカー
（令和4年11月1日時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載）
国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、
Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※ データの連携により自身の営農作業を一元的に閲覧・分析することができ、より効率的・効果的な営農につなげることができます。「整備していない」を選択した場合であってもデータを連携できる環境を整備しているメーカーの農機への変更ができないかご検討ください。導入状況によってはメーカーの選択理由を尋ねる場合がございます。

8. 効果増進・検証事業

（1）計画策定等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						（円）	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（2）効果検証等に要する経費

事業実施 主体名	目 的	実施時期	事業内容	員数	単価	総事業費				備考
						（円）	国費	自己資金	その他	
合計										

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

（3）技術等の実証に要する経費

地区名	事業実施	対象	実証等 の規模	実証等 の目的	実証等の 実施場所	事業内容 （実証リース機械 （能力、台数）等）	総事業費				備考
	主体名						（円）	国費	自己資金	その他	
計											
計											
合計											

（注1）「取組目標」欄には、実施要綱別表のメニュー欄の○の効果的な実施に必要な取組を記載すること。

（注2）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

効果増進・検証シート

1. 総括表

事業実施主体名	対象品目	実施年度	取組の内容	備考

2. 各取組の内容等

(1) 計画の策定の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(2) 効果検証の取組

実施時期	取組内容	取組の効果検証	今後の展開等	備考

(3) 技術実証の取組

実施時期	技術実証の内容	実証に用いた機器等	取組の効果検証	今後の展開等	備考

産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)
事業実施主体計画【整備事業】

(産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

所在地：

整備事業の明細票

1 事業の目的・効果等

ア 事業の目的

※目標達成のために問題・課題となっていることや、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
※本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。

イ 事業により期待される効果

※施設整備を行うことで得られる効果、目標達成にどのように資するか等具体的に記載。
※既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載。

2 対象作物の作付面積及び生産量

対象作物名	現状 （○年度）		目標 （○年度）		備考
	作付面積	生産量	作付面積	生産量	
	ha	kg	ha	kg	

3 事業実施主体の成果目標

成果目標の具体的な内容	目標数値			実績 ○○年	設定の考え方、 検証の方法
	現状値 （○○年）	目標値 （○○年）	増減又は割合		

4 事業実施予定場所等

施設名等	導入予定場所	面積	用地の取得状況	備考
	○市 ○町 ○村	m ² 番地		

5 施設利用計画等

ア 施設利用計画

施設名	対象作物名	事業内容 (区分、構造、 規格、能力等)	現状 (○年度)	取組後					
				事業実施年 (○年度)		2 年目 (○年度)		3 年目 (○年度)	
			処理量	処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率
			kg	kg	0%	kg	%	kg	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 既存施設と併せて使用する場合、取組後の処理量及び利用率（施設の処理量／目標年度の処理量）の欄には上段に導入する施設の数値を、下段に括弧書きで全体施設の数値を記入すること。

イ 施設収支計画

現状 (○年度)				取組後											
				事業実施年 (○年度)				2 年目 (○年度)				3 年目 (○年度)			
収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率	収入	費用	収支差	収支率
千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%	千円	千円	千円	%

(注1) 新設施設の場合、現状欄は「－」と記載。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

ウ 施設の貸付に関する計画（取組主体以外の者に貸付けることを目的として施設整備する場合のみ記入）

施設名	受益農家戸数	貸付対象	貸付期間	賃貸料設定の考え方	管理の役割分担
		(例) 〇〇運営組合	(例) 年間通じて貸付 水稻收穫期		(例) 通常の保管場所整備点検の実施者

(注) 貸付対象者が法人又は任意集団の場合は、規約等を添付すること。

6 既存の関連施設の整備状況

対象作物名	施設名	規模・能力 (出荷量、処理量)	過去3カ年の実績						整備年	事業名 (補助事業を 活用した場合)
			3年前 (○年度)		2年前 (○年度)		前年度 (○年度)			
			処理量	利用率	処理量	利用率	処理量	利用率		
			kg	%	kg	%	kg	%		

(注1) 既存施設と新設施設の関係について概念図を添付すること。

(注2) 乾燥調製施設の場合、処理量については規格外を除いた製品ベース（製品水分量）で記入すること。

(注3) 「利用率」の欄は、施設の規模・能力（処理量）に対する実績処理量の割合を記入すること。

7 事業費

施設名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	総事業費 (円)					完了(予定) 年月日	費用対効果分析結果 ※計算方法も記載	備考
			国費	都道府県費	市町村費	その他			

(注1) 設計金額、設計書その他地方農政局長等が必要と認める書類を添付すること。

(注2) 費用対効果分析に当たっては、〇〇に定める方法で行うこと。

8 上限事業費（上限事業費が定められている施設を整備する場合のみ記入）

施設名	総事業費 A+B	うち上限事業費対象事業費 A (上限事業費)	上限事業費対象外事業費 B (上限事業費対象外事業内訳)	備考
	千円	千円 上限事業費対象の単位当たり事業費 千円／ha,t,m ² 等 (上限事業費)	千円	
		千円／ha,t,m ² 等		

- (注1)施設名は、共通2に定める施設とする。
- (注2)上限事業費対象事業費Aの欄は、共通1に定める上限事業費との比較ができる内容とし、「上限事業費対象の単位当たり事業費」は、当該施設の上限事業費に係る単位当たり事業費を記入する。
- (注3)上限事業費対象事業費Aの欄の下端(上限事業費)は、導入する施設の共通1に定める上限事業費を記入する。
- (注4)上限事業費対象事業費については、施設本体の建設及び設置に必要な経費のみを対象とし、選果機を導入する場合は、荷受、箱詰め、出荷に係る設備を含むものとする。
- (注5)上限事業費対象外事業費Bの欄は、補助対象外事業費、消費税、設計費等とする。
- (注6)上限事業費対象の単位当たり事業費が上限事業費を上回る場合は、その理由を備考欄に記載すること。

9 補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

10 出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	現状	取組後				
		1年目 (○年度)	2年目 (○年度)	3年目 (○年度)	4年目 (○年度)	5年目 (○年度)
	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務
	円	円	円	円	円	円
	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出	うち輸出
	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務	うち加工業務

11 輸出の取組計画

目標年度における国別出荷量及び出荷額の見通し

対象作物名	輸出先国				
	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

○添付書類

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程
- ⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	取組名
特認とする理由			

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること
2 事業実施主体の事業実施計画書を添付すること
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること
5 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の1の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別紙様式第4号（別記1別紙1第3の2関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

別紙様式第5号（別記1別紙1第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1の第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書（様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）で取得又は効用が増加した施設等の利用に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

整備事業	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	改 善 目 標 (年)
施設 整備	利用量 (t、kg等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累積赤字 (千円)									

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

産地生産基盤パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積 1 haにつき1,109千円 ただし、100ha未満の場合は1,972千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量 1 トンにつき502千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量 1 トンにつ き558千円 麦にあつては計画処理量 1 トンにつ き544千円
農産物処理加工施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき5,484千円
農産物処理加工施設 （茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量 1 トンにつき1,864 千円
集出荷貯蔵施設 （りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。 また、外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき468千円
		計画処理量 1 トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設 （なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同 時に整備するラインを除く。	計画処理量 1 トンにつき333千円
集出荷貯蔵施設 （かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。 また、外部品質センサーと内部品質セン サーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量 1 トンにつき210千円
		計画処理量 1 トンにつき90千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場 合は135千円
集出荷貯蔵施設 （野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限 る。	計画処理量 1 トンにつき300千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては 計画処理量 1 トンにつき678千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量 1 トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,886千円/ha
	防風施設	51,712千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上の ものを除く。）	45千円/m ²
	ほ場内地下水位制御システム	3,497千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 トンにつき3,552千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量 1 万個につき10,212千円
種子種苗生産関連施設 （稲・麦・大豆）		計画処理量 1 トンにつき1,236千円
種子種苗生産関連施設 （野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	39千円/m ²
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量 1 トンにつき592千円

共通 2

産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表 1 及び 2 の II の事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a) 事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b) 事業の実施に向けて、事業実施主体又は取組主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、土地利用型作物の種子（子実用とうもろこしの種子を除く。以下この表において同じ。）並びに地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国

	産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知。以下同じ。）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん施設	
処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。 ・子実用とうもろこしの処理能力は、年間50トン以上とする。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん施設	

処理加工施設	・精米施設、製粉施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 - 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。 - また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。 - なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）

	が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあっては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれらの施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。

	・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあっては、一部生鮮向けを含むことができる。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。なお、当該施設等は、農用地区域及び生産緑地以外で生産されたものであつても、農用地区域及び生産緑地と一体的に産地を形成している場合は受益地とすることができるものとする。 ・病虫害まん延防止対策に必要な施設も整備できるものとする。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっては、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・てん菜の出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントとして整備する場合、トラックスケール、パイラーと一体とすることで貯蔵施設として整備することができる。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、ばら出荷等最も効率的な出荷方式を採用するものとする。

	・広域的な出荷体制を構築するため、物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠点施設	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体又は取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。 ・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。
農産物取引幹線施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実に見込まれる場合に限るものとする。 i 茶・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000ha ii こんにゃく・・・・・・・・・・・・・・600ha
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	・通い容器の洗浄・保管等に必要の施設とし、国産原材料サプライチェーンの構築及び青果物広域流通システムを構築する場合に整備することができる。
附帯施設	

産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。 ・環境保全型農業を実施する場合にあっては、土壌機能増進資材製造施設及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設及び電気料金の上昇リスクの低減に資するための施設を整備できるものとする。 ・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。

	・地域エネルギー等供給施設は、スマート農業実践施設の整備の取組内で整備できるほか、連携する低コスト耐候性ハウス及び高度環境制御栽培施設の整備において必要となる場合は、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。当該施設を単独で整備する場合は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、既存のハウス又は建物に設置又は併設するものとする。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。 ・技術実証温室の整備の取組を行う場合は、耐風速は35m/sを有し、基礎を有する等により、構造計算が可能な温室であることとする。 また、技術実証に取り組む品目に係る技術実証の栽培面積は、おおむね30a以上1ha以下とする。
省エネルギーモデル温室	・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、ヒートポンプ、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、収穫・搬送の省力化に資する装置等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体又は取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。ただし、農用地区域

	及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な設備とすること。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。 ・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s 以上の風速（過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。）若しくは50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、ヒートポンプ、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設（うち完全人工光型）における新技術の指標について」（令和2年12月改訂農林水産省生産局。以下「新技術指標」という。）に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。 ・加温設備を整備する場合は、化石燃料のみに依存しない加温方法を基本とし、地域の気候条件や品目の特性等を踏まえて、十分検討を行ったうえで、適切な

	設備とすること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができ。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、ヒートポンプ、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・完全人工光型の施設導入に当たっては、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。新技術は、「新技術指標」に基づき立証できるものに限る。（なお、新技術指標は補助事業での整備状況を踏まえ、必要に応じて改訂することとする。）また、1回の配分で導入できる地区数の上限は全国3地区までとする。なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、要望額の小さい順に交付金の配分対象となる事業実施計画を特定することとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。
株分施設	・いぐさに限る。
附帯施設	

種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産工程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。 ・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。
堆肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵、ペレット化等の設備を備えた施設

		とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。
	堆肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
	地域資源肥料化处理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造された肥料は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
	附帯施設	
	農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
	農業廃棄物処理施設	
	農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
	附帯施設	

費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする事業実施主体又は取組主体は、次に掲げる①から⑬までの施設等の導入を行う場合においては、イからエまでに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農産物被害防止施設
- ⑨ 農業廃棄物処理施設
- ⑩ 生産技術高度化施設
- ⑪ 種子種苗生産関連施設
- ⑫ 有機物処理・利用施設
- ⑬ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（２（１）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

（ア）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（イ）乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

（ウ）農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果

（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

（エ）集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

- (オ) 産地管理施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{被害防止生産安定効果} + \text{その他の効果}$
- (カ) 用土等供給施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (キ) 農産物被害防止施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{被害防止生産安定効果} + \text{その他の効果}$
- (ク) 農業廃棄物処理施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{副産物産出効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (ケ) 生産技術高度化施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (コ) 種子種苗生産関連施設
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$
- (サ) 有機物処理・利用施設
- i 耕畜連携部門
 $\text{年総効果額} = \text{有機物生産量増加効果} + \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{地域生活環境改善効果} + \text{廃棄物処理費節減効果} + \text{その他の効果}$
 - ii 耕種部門
 $\text{年総効果額} = \text{有機物生産量増加効果} + \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{廃棄物処理費節減効果} + \text{その他の効果}$
- (シ) 農業機械
 $\text{年総効果額} = \text{生産コスト節減効果} + \text{品質向上効果} + \text{生産力増加効果} + \text{生産力維持効果} + \text{その他の効果}$

イ 各効果の算定方法

- (ア) 生産コスト節減効果
 生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。
 この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。
 $\text{年効果額} = (\text{事業実施前の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）}) \times \text{生産規模拡大率} - (\text{事業実施後の（労働費} + \text{光熱動力費} + \text{諸資材費} + \text{維持管理費）})$
- a 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）
 なお、この場合における「事業実施前の処理及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。
 また、処理単価と輸送単価が区分できない場合には、合計単価を処理単位欄に書くものとする。
 $\text{年効果額} = \text{事業実施前の処理及び輸送単価} \times \text{事業実施前の処理量} \times \text{生産規模拡大率} - \text{事業実施後の処理コスト単価} \times \text{事業実施後の処理量}$
- b 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）
 $\text{年効果額} = \text{事業実施により使用量を減少させる資材の節減額} - \text{事業実施により使用量を増加させる資材の増加額}$
- c 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。
 $\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$
- d 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。
 $\text{年効果額} = (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施前の合計額} \times \text{生産規模拡大率} - (\text{各経営（作付け）規模階層の作業面積} \times \text{各経営（作付け）規模階層の作業コスト}) \text{についての事業実施後の合計額}$

- e 営農の作業の一部を担う施設ではなく、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

(イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。
この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。
年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における品質向上効果についても算定するものとする。
- b 農産物処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、この場合、以下において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。
- (a) 農産物を処理加工する場合
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前出荷量×事業実施前平均販売単価
- (b) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合
年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事業実施前加工品販売単価
- c 新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における品質向上効果を算出するものとする。

(ウ) 生産力増加効果

生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。
この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。
年効果額＝事業実施前販売単価×（計画生産量－事業実施前生産量）×所得率－生産コスト節減効果との重複額

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における生産力増加効果についても算定するものとする。
- b 営農の作業の一部を担わず、新技術又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技術実証等の効果を受ける受益農家における生産力増加効果を算出するものとする。

(エ) 物流合理化効果

物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果である。
この効果額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額として算定するものとする。
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前物流経費－事業実施後物流経費）

- a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）の場合は、次の算定式を用いる。
年効果額＝事業実施後出荷量等×（事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費）
- b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。
年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×（個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費）＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費

(オ) 副産物産出効果

副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみガラ等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果である。
この効果額は、副産物の販売総額の年増減額等として算定するものとする。
年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額

(カ) 生産力維持効果

生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。

この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積）×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果（労働時間）との重複

(キ) 被害防止生産安定効果

被害防止生産安定効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果である。

この効果額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額として算定するものとする。（対象：農産物被害防止施設）

年効果額＝（事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）－（事業実施後における被害により出荷できない量×事業実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額）

- a 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。

(ク) 雇用創出効果

a 農家雇用創出効果

農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果である。

農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

b 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果である。

農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定できるものとする。

(ケ) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業における収益の増加する効果である。

当該施設の整備に伴い、関連する産業における増益となる額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

(コ) 有機物生産量増加効果

有機物生産量増加効果は、施設等の導入により有機物の生産量が増加することに伴って、有機物の販売及び施用が増加する効果である。

この効果額は、増加した有機物生産量に販売単価を乗じ、有機物の製造に係る事業実施後の費用の差を引いた年増加額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施後有機物製造量－事業実施前有機物製造量）×地域内販売単価－（事業実施後維持管理費－事業実施前維持管理費）

(サ) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミ、堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果である。

この効果額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗じることで算定する。

年効果額＝事業実施計画の廃棄物処理量×事業実施計画の処理単価

(注) i 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。

ii 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(シ) その他の効果

(ア) から (サ) までの掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

①残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i：割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数

n：総合耐用年数

割引率は、0.04 とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名（施設、機械）	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
〇〇	①	③	②
△△	⋮	⋮	⋮
××	①’	③’	②’
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。）を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表
1の(1)のアの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額
ア 直接効果
(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k = ②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果
i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削 減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労 働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤ + ⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削除光 熱力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 $① \times ②$ (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
合 計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同設運営

に係る光熱動力費 (千円)

iii 諸 資 材 費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減諸資材費					②事業実施前 作付面積 (ha)	③農家での削 減諸資材費 ①×② (千円)	⑤導入施設運営に 係る諸資材費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
	(円/10a)	袋・箱代 (円/10a)	肥料費 (円/10a)	農薬費 (円/10a)	その他 (円/10a)				
合 計									

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同設運営 に係る諸資材費 (千円)

iv 維 持 管 理 費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 $(① + ②) \times k - ③$ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設 の維持管理費 (千円)

v コ ス ト 節 減 効 果 計

(単位：千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 農業廃棄物の処理に係るコストの節減効果
(農業廃棄物処理施設の場合)

作 目	①事業実施前 の処理単価 (千円/t)	②事業実施前 の輸送単価 (千円/t)	③事業実施前 の処理量 (t)	④事業実施前 のコスト (①+②)×③ (千円)	⑤新施設運営 コスト (千円)	年効果額 ④'×k-⑤ (千円)
合 計						

④' 事業実施前のコスト計

c 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果
(有機物処理・利用施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			有機物投入増加		⑨増加額 ⑦×⑧×⑩ (千円)	⑩事業実 施後面積 (ha)	年効果額 ③'+⑥'-⑨' (千円)
	①化学肥料 削減予定量 (袋/ha)	②化学肥 料単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑩ (千円)	④土壌改良資 材削減予定量 (袋/ha)	⑤土壌改良 資材単価 (円/袋)	⑥削減額 ④×⑤×⑩ (千円)	⑦有機物増加 予定量 (t/ha)	⑧有機物購入 単価 (円/t)			
合 計											

③' 削減額計

⑥' 削減額計

⑨' 増加額計

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含むものとする。
肥料削減、土壌改良資材削減の欄に該当しない場合にも、有機物投入増加の欄には記入する。

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①購入用土等 削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等 単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④自給用土等 増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		
合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①は種量 (kg/ha)	②自家採種種子 等に係る単価 (円/kg)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④は種量 (kg/ha)	⑤購入種子等 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

③' 削減額計

⑥' 増加額計

d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作 業 名	
-------	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③'×k-⑦' (千円)
〇ha未満								
〇～〇ha								
〇ha以上								
合計								

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③'×k-⑤' (千円)
〇ha未満						
〇～〇ha						
〇ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト計 ⑤' 事業実施後の作業コスト計

e 生産コスト節減効果計

(単位:千円)

a	施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b	農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	
c	導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	
d	導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
	計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作 目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg. 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果
（種子種苗生産関連施設の場合）

作 目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①×② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合 計							

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

c 処理加工施設による品質向上効果
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③－⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の（ウ）生産力増加効果では算定しないものとする。
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

d 品質向上効果計

(単位：千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
b 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	
c 処理加工施設による効果	
計	

(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

	作付面積(ha)	単収(kg/10a)	⑤事業実施前	⑥事業実施後	⑦増加生産	⑧事業実施前	⑨所得率	⑩生産コスト節減効果（労働費）との重複	年効果額
--	----------	------------	--------	--------	-------	--------	------	---------------------	------

作目	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)	生産量 ①×③ (kg)	の生産量 ②×④ (kg)	量 ⑥－⑤ (kg)	平均販売単価 (円/kg)		⑪重複労働 時間 (hr)	⑫労賃単価 (円/hr)	⑪×⑫ (千円)	⑦×⑧ ×⑨－⑩ (千円)
合計													

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果
 （種子種苗生産関連施設の場合）

作 目	①作付面積 (ha)	単収(kg/10a)			⑤増加生産量 ①×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤×⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③－②			
合 計							

③の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

c 生産力増加効果計

(単位：千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産力増加効果	
計	

(エ) 物流合理化効果

a 集出荷貯蔵施設（物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く）に係る輸送費の増減

作 目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレ) (いずれかに○) (単位あたり重量) (kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレ) (いずれかに○)	年効果額 (①×②×k－③×④) (千円)
合 計						

b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作目	①事業実施後 処理量 (t)	②バラ出荷 比率 (%)	③バラ出荷 量 ①×② (t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入出庫賃 金単価 (円/ t)	⑥賃金単価 差額 ④－⑤ (円/ t)	⑦入出庫費低 減額 ③×⑥ (千円)	⑧事業実施後 貯蔵量 (t)	⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧×⑨ (千円)	年効果額 ⑦＋⑩ (千円)

c 物流合理化効果計

(単位：千円)

a 輸送費低減効果	
b 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	
計	

(オ) 副産物算出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を 販売していた場合の収益 (千円)	②販売予定数量 (t)	③販売予定単価 (千円/ t)	年効果額 ②×③－① (千円)
合計				

(カ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

	作付面積(ha)	④事業実施	⑤減少生	⑥事業実施	⑦所得率	⑧生産コスト節減効果（労働費）との重複	年効果額
--	----------	-------	------	-------	------	---------------------	------

作 目	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	②の把握方法及び作付減少の理由	③増減 ①－②	前の単収 (kg/10a)	産量 ③×④ (kg)	前販売単価 (円/kg)		⑨重複労働時間 (hr)	⑩労賃単価 (円/hr)	⑨×⑩ (千円)	(⑤×⑥×⑦－⑧) (千円)
合 計												

⑦の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 生産力維持効果計

(単位：千円)

a 農業生産を維持する効果	
計	

(キ) 被害防止生産安定効果

- a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果
(産地管理施設、農産物被害防止施設の場合)

作 目	事業実施前の被害の状況						事業実施後の被害の見込み			年効果額
	①被害により出荷出来なくなった量 (t)	②事業実施前の平均販売価格 (千円/t)	③被害により品質低下して出荷した量 (t/年)	④③の被害による平均販売単価下落額 (千円/t)	⑤事業実施前10年間における気象災害の割合 (%)	⑥事業実施前の被害額 (①×②+③×④)×⑤ (千円)	⑦被害により出荷できなくなる量 (t/年)	⑧被害により品質低下して出荷する量 (t/年)	⑨事業実施後の被害額 (⑦×②+⑧×④)×⑤ (千円)	
合 計										

b 被害防止生産安定効果計

(単位：千円)

a 施設等の導入による気象災害等からの被害防止生産安定効果	
計	

(ク) 雇用創出効果

- a 農家雇用創出効果

施設名	農家雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/年)	年効果額 ③=①-② (千円)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

b 雇用機会増加効果

施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用により失われる収入 (千円/人・日)	年効果額 ③=①-② (日)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

c 雇用創出効果計

(単位：千円)

a 農家雇用創出効果	
b 雇用機会増加効果	
計	

(ケ) 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (②-①) × ③ (千円)
計					

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典

(コ) 有機物生産量増加効果

項 目	計算式	数量	単位	備 考 (算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(サ) 地域生活環境改善効果

a 衛生水準向上効果

項 目	計算式	数値	単位	備 考 (算出根拠)
家畜排せつ物（廃棄物）当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物（廃棄物）量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

b 水質保全効果

項 目	計算式	数量	単位	備 考 (算出根拠)
経産牛	①		頭	事業計画資料より
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料より
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料より
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

c 地域生活環境改善効果計

(単位：千円)

a 衛生水準向上効果	
b 水質保全効果	
計	

(シ) 廃棄物処理費節減効果

項 目	計算式	数値	単位	備 考 (算出根拠)
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/ t	事業計画資料より
廃棄物処理節減効果額	③=①×②		千円/年	

注1：生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2：処理単価は、実地地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ス) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認

その他の効果計

(単位：千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位：千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト節減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 物流合理化効果	
オ 副産物産出効果	
カ 生産力維持効果	
キ 被害防止生産安定効果	
ク 雇用創出効果	
ケ 地域関連産業波及効果	
コ 有機物生産量増加効果	

サ 地域生活環境改善効果	
シ 廃棄物処理費節減効果	
ス その他効果	
合 計	

(2) 総合耐用年数の算出

設 備 名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他（設計書、工事雑費）Ⅲ				
合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				
②' 工事費計			③' 年工事費計	
総合耐用年数＝②' /③' ＝			年	

(3) 廃用損失額

名 称	損失額(千円)
合 計	

(4) 投資効果の総括

区 分	
①総事業費	千円
うち整備事業に係るもの	千円
うち推進事業に係るもの	千円
②年総効果額	千円/年
(増設の場合又は同時に他事業等（自力施行含む。）と	千円/年(本事業の総事業費)

一体的に施行する場合の補正)		本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)	
③総合耐用年数		年	
④還元率			
⑤妥当投資額	②/④	千円	
⑥廃用損失額		千円	
⑦投資効率	(⑤-⑥)/①		

割引率	0.04
-----	------

整備事業における配分基準について

- 1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2 のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
土地利用型作物（稲） （新規需要米を除く。 以下同じ。）	育苗施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	乾燥調製施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	農産物処理加工施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	集出荷貯蔵施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	産地管理施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
	生産技術高度化施設	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11			
土地利用型作物（新規 需要米） （新規需要米は、輸出 用米など新市場等を 開拓する米をいう。以 下同じ。）	育苗施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	乾燥調製施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	農産物処理加工施設	A12	A13	A17											
	集出荷貯蔵施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	産地管理施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	用土等供給施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	生産技術高度化施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	種子種苗生産関連施設	A12	A13	A14	A15	A16									
	有機物処理・利用施設	A12	A13	A18											
土地利用型作物（麦）	乾燥調製施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	穀類乾燥調製貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	農産物処理加工施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	集出荷貯蔵施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B9	B10						
	産地管理施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B9	B10					
	生産技術高度化施設	B1	B2	B3	B4	B5	B6	B7	B8	B9	B10				
土地利用型作物（豆 類）	乾燥調製施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	農産物処理加工施設	C1	C2	C3	C7	C8	C9								
	集出荷貯蔵施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	産地管理施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
	生産技術高度化施設	C1	C2	C3	C4	C5	C6	C7							
土地利用型作物（子実 用とうもろこし）	乾燥調製施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	集出荷貯蔵施設	D1	D2	D3	D4	D5									
	産地管理施設	D1	D2	D3	D4	D5									
土地利用型作物（稲、 麦（大麦、裸麦及び小 麦をいう。以下同じ。） 及び豆類（大豆、雑豆 及び落花生をいう。以 下同じ。）の種子）	乾燥調製施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			
	種子種苗生産関連施設	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	E9	E10	E11			

	農業廃棄物処理施設	K1	K2	K3	K4	K5	K6	K7	K8	K9	K12				
野菜	育苗施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農産物処理加工施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8						
	集出荷貯蔵施設	L1	L2	L4	L5	L6	L7	L8	L12						
	産地管理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	農作物被害防止施設	L2	L6	L7	L9	L10	L11								
	生産技術高度化施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11	L12	L13			
	種子種苗生産関連施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
	有機物処理・利用施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6								
	農業廃棄物処理施設	L1	L2	L3	L4	L5	L6	L7	L8	L11					
花き	育苗施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	農産物処理加工施設	M1	M2	M3	M5	M6	M7	M8							
	集出荷貯蔵施設	M1	M2	M4	M5	M6	M7	M8							
	産地管理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M9					
	用土等供給施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8						
	農作物被害防止施設	M2	M6	M8	M9	M10	M11								
	生産技術高度化施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11	M12	M13			
	種子種苗生産関連施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
	有機物処理・利用施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7							
	農業廃棄物処理施設	M1	M2	M3	M4	M5	M6	M7	M8	M11					
環境保全型農業 (注) 1	育苗施設	N2	N3												
	用土等供給施設	N1	N2												
	農作物被害防止施設	N2	N3												
	種子種苗生産関連施設	N2	N3												
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	N1	N2												
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	N1	N2	N4											
国産原材料サプライチェーン構築 (注) 2 (注) 3	育苗施設	O1	O2												
	乾燥調製施設	O1	O2												
	穀類乾燥調製貯蔵施設	O1	O2												
	農産物処理加工施設	O1	O2												
	集出荷貯蔵施設	O1	O2												
	産地管理施設	O1	O2												
	農作物被害防止施設	O1	O2												
	生産技術高度化施設	O1	O2												
	種子種苗生産関連施設	O1	O2												
青果物広域流通システム構築(注) 4	集出荷貯蔵施設	O3													
農畜産物輸出に向けた体制整備(注) 5	耕種作物産地基幹施設整備	O4	O5	O6											

(注) 1：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、類別 N4 を必須とし、類別 N1 又は N2 の中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

2：新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」又は「青果物広域流通システム構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

- 3：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は類別 01 又は 02 を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（米、野菜、果樹、麦類、豆類及び地域特産物）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 4：青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は類別 03 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 5：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、類別 04 から 06 までの中から 1 つ、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができる。
- 6：中山間地域の体制整備の取組を行う場合は、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てることができることに加え、5 ポイントを加算することができる。
- 7：共通メニュー（種別 P1～P3）は、2 つの成果目標のうちいずれか 1 つまで選択することができるものとする。

メニュー	産地基幹施設等	類別												
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 (注) 1	乾燥調製施設	a1	a2	a3	a4	a5								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	a1	a2	a3	a4	s5								
	集出荷貯蔵施設	a1	a2	a3	a4	a5								
集出荷貯蔵施設等再編利用 (注) 2	集出荷貯蔵施設	b1												
	農産物処理加工施設	b2												
農産物処理加工施設等再編利用 (注) 3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	c1	c2	c3	c4	c5	c7	c8	c9	c10	c11			
	農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機	c1	c2	c3	c4	c5	c6	c7	c8	c9	c10	c11		
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	d1	d2	d3	d4									
	国内産いもでん粉工場の合理化	d1	d2	d3	d4									
	国内産糖工場再編整備	d5	d6	d7	d8									
	国内産糖工場の合理化	d5	d6	d7	d8									

- (注) 1：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別 a1 から a5 の中から成果目標を 1 つ、当該施設で取り扱う作物（稲、麦、大豆等）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 2：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別 b1 を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き、いも類）の成果目標から 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。
- 3：農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は類別 c1 を必須とし、類別 c2 から c11 までの中から成果目標を 1 つ、合計 2 つの成果目標を立てること。

- 2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を 1 つ又は 2 つ選択できるものとする。
- また複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な 2 つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を 1 つずつ選択するものとする。
- なお、別記 2 の事業を実施する場合、表中の事業実施主体を取組主体と読み替えるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、各都道府県 1 事業実施計画に限り、成果目標に対する現況値ポイントの 1 つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。・・・・・・・・・・ 5 ポイント			
・ 各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実にあること			
・ 生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと			
土地利用型作物（稲（新規需要米を除く。））	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2 つのうち 1 つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を 5 ポイント満点に圧縮し、残りの 5 ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。	・ 戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・ 3 ポイント	
	・ 事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない）		

①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・・・・ 5 ポイント	
②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・・・・ 3 ポイント	
A1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 32.5%以上・・・・・・ 4 ポイント 25.0%以上・・・・・・ 3 ポイント 17.5%以上・・・・・・ 2 ポイント 10.0%以上・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・ 5 ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・ 4 ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・ 3 ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・ 2 ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A5の現況値を選択することはできない。
A2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・ 10ポイント 6%以上・・・・・・ 8 ポイント 4%以上・・・・・・ 6 ポイント 2%以上・・・・・・ 4 ポイント 1%以上・・・・・・ 2 ポイント ・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント
A3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・ 10ポイント 22%以上・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・ 6 ポイント 14%以上・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・ 2 ポイント ・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 4 ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント
A4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、 ・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント

		タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・ 5 ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・ 1 ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・ 5 ポイント 3つの項目に反映する場合・・・ 4 ポイント 2つの項目に反映する場合・・・ 3 ポイント 1つの項目に反映する場合・・・ 2 ポイント	0.4ポイント以上・・・・・・ 3 ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・ 1 ポイント
	A5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・ 5 ポイント 29.8%以上・・・・・・ 4 ポイント 21.5%以上・・・・・・ 3 ポイント 13.3%以上・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・ 5 ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・ 4 ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・ 3 ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・ 2 ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A1の現況値を選択することはできない。
	A6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む面積の割合が100%に到達・・・・・・ 10ポイント 30ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 1ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A7の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・ 5 ポイント 50%以上・・・・・・ 4 ポイント 40%以上・・・・・・ 3 ポイント 30%以上・・・・・・ 2 ポイント 25%以上・・・・・・ 1 ポイント
	A7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 40ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 1ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。 35%以上・・・・・・ 5 ポイント 20%以上・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・ 3 ポイント 5%以上・・・・・・ 2 ポイント 1%以上・・・・・・ 1 ポイント

		※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A6の成果目標を選択することはできない。	
	A8	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 6 ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・10ポイント 9 ポイント以上・・・・・・8 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・10ポイント 4 割以上削減・・・・・・8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 平均が 40%以上。 80%以上・・・・・・5 ポイント 70%以上・・・・・・4 ポイント 60%以上・・・・・・3 ポイント 50%以上・・・・・・2 ポイント 40%以上・・・・・・1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
	A9	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上・・・・・・10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・2 ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上・・・・・・5 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・3 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・2 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・1 ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・3 ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が 1 %以上。 5 %以上・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・5 ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・3 ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。
	A10	・現状の事業実施地区における水稻作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が 3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・8 ポイント	・現状の事業実施地区における水稻作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね 1 割以上高い品種）の作付面積の割合が 3 %以上。 15%以上・・・・・・5 ポイント

		9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント	12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	A11	・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
土地利用型作物（新規需要米）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の②を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・3ポイント		
	A12	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 8ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※） ・・・・5ポイント ※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。
	A13	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・5ポイント 35ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 25ポイント以上・・・2ポイント 20ポイント以上・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合 ・・・・5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・5ポイント 40%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2） ・・・・5ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本

		・・・・・・・・・・ 3 ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A18の成果目標を選択することはできない。	項目は選べない。
	A14	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A16の成果目標を選択することはできない。	現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上 下回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上 下回る場合・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上 下回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作 付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト 削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種 20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に 資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
	A15	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 75%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 80%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 85%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下 回る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下 回る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作 付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト 削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種 20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減 に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
	A16	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90.0%以下・・・・・・・・・・ 6 ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 95.0%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A14の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回 る場合・・・・・・・・・・ 5 ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回 る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作 付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト 削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種 20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に 資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2 ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・ 1 ポイント
	A17	・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 100%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価 について 前年から増加・・・・・・・・・・ 2 ポイント 取組開始年から増加・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有してい る場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント
	A18	・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平均単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多 収性の品種（※1）によって行われている割合が20% 以上。 100%・・・・・・・・・・ 5 ポイント

		115%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別A13の成果目標を選択することはできない。	80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 40%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的 輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連 携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※ 2）・・・・・・・・5ポイント ※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より 概ね1割以上高い品種。 ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う 場合であって、類別04の⑧を選択する場合は、本項 目は選べない。
土地利用型作物（麦）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成 果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択 するものとする。 ・事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設 利用の効率化に取り組む場合。なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ・事業対象作物について、JGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共 通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている 場合・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント ・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載さ れている技術等に2つ以上取り組む場合・・・・・・・・3ポイント		
	B1	・民間流通における事業実施地区における実需者等と のは種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付 面積が事業実施前年度に比べて5％以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の実需者等とのは種前契約の契約数量又は、 は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5 年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加 割合が5％以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B2	・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作 麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上 増加。 11ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち 二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 60%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B3	・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を 3％以上削減。 7％以上・・・・・・・・・・10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 5％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の10a又は60kg当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を5％以上下回る場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロッ ク別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作 付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コス ト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種 20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に

			資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	B4	・事業実施地区における10a 当たり労働時間を3%以上削減。 7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	B5	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント ・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・1ポイント
	B6	・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント 9%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B7	・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	B8	・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント	・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 104.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント

		6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	102.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 101.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	B9	・事業実施地区における 1 等比率を事業実施年度の直近 7 中 5 年間平均の値と比べて 5 ポイント以上向上。 15.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 12.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 7.5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 ・事業実施年度の直近 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・・・ 10 ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における 1 等比率の直近 7 中 5 年間の平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 75%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 70%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 60%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・ 1 ポイント ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗きょ施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病等の防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
	B10	・麦類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して 5 ポイント以上増加。 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 16 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成20年以降に育成された麦類の品種をいう。	・麦類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して2.0%以上。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
土地利用型作物（豆類）	C1	・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2 等）比率を事業実施年度の前 7 中 5 年平均の値と比べて15 ポイント以上向上。 35 ポイント以上・・・・・・・・・・ 10 ポイント 30 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1、2 等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を 1 割以上削減。 ・事業実施年度の前 7 中 5 平均の値と比べて 5 割以上削減・・・・・・・・・・ 10 ポイント 4 割以上削減・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 割以上削減・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2 割以上削減・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1 割以上削減・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区における上位等級比率（前 7 中 5）が 40%以上。 60%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 55%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5 つ以上取り組んでいる場合・ 5 ポイント 3 つ以上取り組んでいる場合・ 3 ポイント 1 つ以上取り組んでいる場合・ 1 ポイント ・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗きょ施工等の排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・雑草防除や中耕培土等の雑草対策 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組

C2	・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント	・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント 又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。 ①実需者等への直接販売契約又は集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること） ②複数年契約 ③事前値決め契約 ④実需者との産地交流会の開催 ⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証 ⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組 3つ以上・・・・・・・・5ポイント 2つ以上・・・・・・・・3ポイント 1つ以上・・・・・・・・1ポイント
C3	・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・1ポイント
C4	・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
C5	・豆類の10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・5ポイント 18%以上・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種

			20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
	C6	・豆類の10a 当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C7	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成20年以降に育成された豆類の品種をいう。	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C8	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	C9	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（子実用とうもろこし）	D1	・作付面積が事業開始前年と比較して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の作付面積が事業開始前々年（複数年平均）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D2	・単収が事業開始前年と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における直近（複数年）の平均単収が地域の平均単収と比較して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D3	・品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※既存の作付品種より以下のいずれかが優れていること。 ・子実収量が高い品種 ・耐倒伏性の高い品種 ・既存の作付品種より後に育成された品種（子実用とともろこしの栽培にとつての合理的な理由が明確であること） 35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D4	・労働生産性を2%以上向上。 （労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間） 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・労働生産性が過去（複数年平均）と比較して1%以上高い。 （労働生産性＝生産量又は販売額÷労働時間） 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	D5	・販売金額を3%以上増加。 11%以上増加・・・・・・・・10ポイント 9%以上増加・・・・・・・・8ポイント 7%以上増加・・・・・・・・6ポイント 5%以上増加・・・・・・・・4ポイント 3%以上増加・・・・・・・・2ポイント	・販売金額が過去（複数年平均）と比較して1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
土地利用型作物（稲、麦及び豆類の種子）	E1	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とする。 10ポイント又は合格率が100%・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・5ポイント 4年・・・・・・・・・・4ポイント 3年・・・・・・・・・・3ポイント 2年・・・・・・・・・・2ポイント 1年・・・・・・・・・・1ポイント
	E2	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産面積が3ha以上増加。 15ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・4ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。 15ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ha以上・・・・・・・・・・2ポイント

		3 ha以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は、 ・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産農家 1 戸当たりの種子生産面積が 3 %以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	3 ha以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産農家 1 戸当たりの種子生産面積について、過去 5 年間の増加率が 3 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と、直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
	E3	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する 10 a 当たりの労働時間を 10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における 10 a 当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35 h 未満・・・・・・・・・・ 5 ポイント 38 h 未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 41 h 未満・・・・・・・・・・ 3 ポイント 44 h 未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47 h 未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント <麦> 6.0 h 未満・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6.5 h 未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.0 h 未満・・・・・・・・・・ 3 ポイント 7.5 h 未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 8.0 h 未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント <大豆> 12 h 未満・・・・・・・・・・ 5 ポイント 13 h 未満・・・・・・・・・・ 4 ポイント 14 h 未満・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15 h 未満・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16 h 未満・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	E4	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する 10 a 当たりの物財費を 10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における 10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・・・・・・ 5 ポイント 84,850円未満・・・・・・・・ 4 ポイント 89,900円未満・・・・・・・・ 3 ポイント 94,950円未満・・・・・・・・ 2 ポイント 100,000円未満・・・・・・ 1 ポイント <麦> 45,000円未満・・・・・・・・ 5 ポイント 48,000円未満・・・・・・・・ 4 ポイント 50,000円未満・・・・・・・・ 3 ポイント 53,000円未満・・・・・・・・ 2 ポイント 55,000円未満・・・・・・・・ 1 ポイント <大豆> 35,000円未満・・・・・・・・ 5 ポイント 38,000円未満・・・・・・・・ 4 ポイント 40,000円未満・・・・・・・・ 3 ポイント 43,000円未満・・・・・・・・ 2 ポイント 45,000円未満・・・・・・・・ 1 ポイント
	E5	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前 5 中 3 平均の値と比べて 1 ポイント以上向上。 5 ポイント以上又は種子更新率が 100% ・・・・・・・・・・ 10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・ 8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・ 6 ポイント	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率について、過去 5 年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5 年・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4 年・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 年・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2 年・・・・・・・・・・ 2 ポイント

		2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	1年・・・・・・・・1ポイント
	E6	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。 10%以上・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・1ポイント
	E7	・①から③までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・・・・・・10ポイント 8歳以上・・・・・・・・8ポイント 6歳以上・・・・・・・・6ポイント 4歳以上・・・・・・・・4ポイント 2歳以上・・・・・・・・2ポイント ②稲、麦及び豆類の種子生産者を2名以上増加させる。 10名以上・・・・・・・・10ポイント 8名以上・・・・・・・・8ポイント 6名以上・・・・・・・・6ポイント 4名以上・・・・・・・・4ポイント 2名以上・・・・・・・・2ポイント ③稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。 15ha以上・・・・・・・・10ポイント 12ha以上・・・・・・・・8ポイント 9ha以上・・・・・・・・6ポイント 6ha以上・・・・・・・・4ポイント 3ha以上・・・・・・・・2ポイント	・①から④までのうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・・・・・・5ポイント 60歳未満・・・・・・・・3ポイント 65歳未満・・・・・・・・1ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・3ポイント 70%以上・・・・・・・・1ポイント ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。 3県以上・・・・・・・・5ポイント 2県以上・・・・・・・・3ポイント 1県以上・・・・・・・・1ポイント ④稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。 9ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	E8	・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合・・・・・・・・3ポイント ※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別A8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。

		種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。	
	E9	・事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における多収品種(栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種)の作付面積の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E10	・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	E11	・事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上増加又は増加した結果 複数年契約を結んでいる割合が100% ・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における複数年契約を結んでいる種子の作付面積の割合が10%以上。 30%以上・・・・・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物(いも類)	F1	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F2の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F2	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4%以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別F1の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F3	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・2ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F4	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価(全用途の加重平均)を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価(全用途の加重平均)が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント

		2.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	1.1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F5	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	F6	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F7	【共通】 ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F8	【共通】 ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F9	【共通】 ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	F10	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	F11	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント
	F12	【共通】 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種とし	・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・・5ポイント 32%以上・・・・4ポイント

		て認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあつては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント 又は、 ・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 38ポイント以上・・・8ポイント 36ポイント以上・・・6ポイント 33ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・2ポイント	26%以上・・・3ポイント 18%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント
	F13	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の出荷割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値が 1.0%以下・・・5ポイント 1.5%以下・・・4ポイント 2.0%以下・・・3ポイント 2.5%以下・・・2ポイント 3.0%以下・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（甘味資源作物）	G1	・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	G2	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・10ポイント 4%以上・・・8ポイント 3%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント	・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2.0%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント
	G3	・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。 5%以上・・・10ポイント 4%以上・・・8ポイント 3%以上・・・6ポイント 2%以上・・・4ポイント 1%以上・・・2ポイント	・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・5ポイント 2.5%以上・・・4ポイント 2.0%以上・・・3ポイント 1.5%以上・・・2ポイント 1.0%以上・・・1ポイント
	G4	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・5ポイント 35%以上・・・4ポイント 30%以上・・・3ポイント 20%以上・・・2ポイント

		25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	10%以上・・・・・・・・1ポイント
	G5	・糖度が1%以上上昇。 3.0%以上・・・・・・・・10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・8ポイント 2.0%以上・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3.0%以上・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	G6	【てん菜】 ・10a 当たり労働時間を3%以上削減。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 【さとうきび】 ・10a 当たり労働時間を6%以上削減。 15.0%以上・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・8ポイント 14.0%以上・・・・・・・・6ポイント 10.0%以上・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。 3.0%以上・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・4ポイント 2.0%以上・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	G7	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・10ポイント 35%以上・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	G8	・トン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	G9	・販売金額又は販売数量を3%以上増加。 11%以上・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・過去5年における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	G10	・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を	・事業実施主体の土壌分析の実施面積割合又は件数を

		6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・10ポイント 24ポイント以上・・・8ポイント 18ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント	3ポイント以上増加 15ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 9ポイント以上・・・3ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント
	G11	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を6ポイント以上増加 30ポイント以上・・・10ポイント 24ポイント以上・・・8ポイント 18ポイント以上・・・6ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施主体の栽培面積のうち有機物の活用面積割合を3%以上増加 15ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 9ポイント以上・・・3ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（茶）	H1	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・5ポイント 29.3%以上・・・4ポイント 20.5%以上・・・3ポイント 11.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	H2	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・10ポイント 27以上・・・8ポイント 20以上・・・6ポイント 14以上・・・4ポイント 7以上・・・2ポイント	・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・5ポイント 32ポイント以上・・・4ポイント 24ポイント以上・・・3ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント 7ポイント以上・・・1ポイント
	H3	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生日度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。（なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。） 22%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 14%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生日度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。 12%以上・・・5ポイント 10%以上・・・4ポイント 8%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	H4	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。（なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント

		1 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	
	H5	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H6	・10 a 当たりの単収を直近値の8 %以上増加。（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8 %以上増加。（なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が5 %以上低下した被害とする。） 24%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10 a 当たりの単収の増加率が4 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H7	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。（なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 14以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 42以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 33以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 16以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 7 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H8	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。（ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 33以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 25以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 20以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 15以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 10以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5 以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	H9	・取引量対全国指数を直近値の3 %以上増加。（なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。） 13%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の3 %以上増加（なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引	・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2 %以上。 7 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2 %以上。 7 %以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント

		全体量を、取引幹旋時間あたりに換算した値とする。) 13%以上・・・10ポイント 11%以上・・・8ポイント 8%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	3%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント
	H10	・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・10ポイント 15%以上・・・8ポイント 12%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント 又は ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・10ポイント 29%以上・・・8ポイント 24%以上・・・6ポイント 19%以上・・・4ポイント 14%以上・・・2ポイント	・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・5ポイント 8%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント 又は ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 12%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 7%以上・・・1ポイント
	H11	・産物1kg当たり燃油量を直近値の2%以上低減。（なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。） 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1kg当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。（なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。） 8%以上・・・5ポイント 6%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	H12	・産物1kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減。（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・産物1kg当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。（なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。） 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	H13	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。（ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。） 23%以上・・・10ポイント 18%以上・・・8ポイント 13%以上・・・6ポイント 7%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・5ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	H14	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・5ポイント 56以下・・・4ポイント 63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント
	H15	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。（なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培（特定国への輸出に対応可能なごく一部の化	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・5ポイント 19以上・・・4ポイント

		学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・10ポイント 17以上・・・8ポイント 12以上・・・6ポイント 7以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント	13以上・・・3ポイント 8以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント
	H16	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H17の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント
	H17	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別H16の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
	H18	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント 40%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・5ポイント 5%未満・・・4ポイント 9%未満・・・3ポイント 14%未満・・・2ポイント 19%未満・・・1ポイント
	H19	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
畑作物・地域特産物(いぐさ・畳表)	I1	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
	I2	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・4ポイント

		4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	2.4ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I3	・ 畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10 a 当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント	・ 畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10 a 当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	I4	・ 一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント	・ 一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント
	I5	・ QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 17ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・ QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	I6	・ 畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 21ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・ 畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（その他）	J1	・ 契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・ 事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・1ポイント
	J2	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別I2の成果目標を選択することはできない。	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント
	J3	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取り組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、	・ 生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取り組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント

		類別I1の成果目標を選択することはできない。	
	J4	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。 17%以上・・・10ポイント 14%以上・・・8ポイント 11%以上・・・6ポイント 8%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減 80%以上・・・10ポイント 60%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 20%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・5ポイント 90%以下・・・4ポイント 93%以下・・・3ポイント 97%以下・・・2ポイント 100%以下・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・5ポイント 97%以下・・・4ポイント 100%以下・・・3ポイント 103%以下・・・2ポイント 107%以下・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が当該都道府県の平均値に対して3%以上低い。 60.0%以上・・・5ポイント 45.8%以上・・・4ポイント 31.5%以上・・・3ポイント 17.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	J5	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 72%以下・・・5ポイント 79%以下・・・4ポイント 86%以下・・・3ポイント 93%以下・・・2ポイント 100%以下・・・1ポイント 又は、 ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・5ポイント 93%以下・・・4ポイント 100%以下・・・3ポイント 107%以下・・・2ポイント 114%以下・・・1ポイント
	J6	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年以降に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 25.0ポイント以上・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・4ポイント 15.0ポイント以上・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、平成14年に育成された品種をいう。 ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。 20%以上・・・5ポイント 19%以上・・・4ポイント 18%以上・・・3ポイント 17%以上・・・2ポイント 16%以上・・・1ポイント
	J7	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。	・現状の搾油歩留まりが25%以上。

		10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	37%以上・・・5ポイント 34%以上・・・4ポイント 31%以上・・・3ポイント 28%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	J8	・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・10ポイント 11ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 7ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・5ポイント 11%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 7%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント
	J9	・単収を8%以上増加。 18.0%以上・・・10ポイント 15.5%以上・・・8ポイント 13.0%以上・・・6ポイント 10.5%以上・・・4ポイント 8.0%以上・・・2ポイント また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加 30%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 10%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8.0%以上・・・5ポイント 6.5%以上・・・4ポイント 5.0%以上・・・3ポイント 3.5%以上・・・2ポイント 2.0%以上・・・1ポイント 又は、 ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・5ポイント 80%以上・・・4ポイント 75%以上・・・3ポイント 70%以上・・・2ポイント 65%以上・・・1ポイント ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い 62.0%以上・・・5ポイント 47.3%以上・・・4ポイント 32.5%以上・・・3ポイント 17.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	J10	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 25.0ポイント以上・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・8ポイント 20.0ポイント以上・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・4ポイント 15.0ポイント以上・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、平成11年以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・5ポイント 34%以上・・・4ポイント 28%以上・・・3ポイント 22%以上・・・2ポイント 16%以上・・・1ポイント
	J11	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・10ポイント 125%以上・・・8ポイント 100%以上・・・6ポイント 75%以上・・・4ポイント 50%以上・・・2ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・5ポイント 106%以上・・・4ポイント 100%以上・・・3ポイント 94%以上・・・2ポイント 88%以上・・・1ポイント
	J12	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・10ポイント 28ポイント以上・・・8ポイント 22ポイント以上・・・6ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・5ポイント 45%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント

		16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	35%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹	K1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K2	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	K3	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	K4	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別K6のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別K13のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	K5	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別K6の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択する	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		ことはできない。	
	K6	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K5のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別K3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	K7	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K14の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・5ポイント 26.3%以上・・・4ポイント 18.5%以上・・・3ポイント 10.8%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント
	K8	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3%以上。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	K9	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1%以上。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	K10	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・5ポイント 12ポイント以上・・・4ポイント 9ポイント以上・・・3ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント 3ポイント以上・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K11	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。 32%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・5ポイント 30.8%以上・・・4ポイント 21.5%以上・・・3ポイント 12.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、

			類別K12の現況値を選択することはできない。
	K12	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K11の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別K11の現況値を選択することはできない。
	K13	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別K4の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	K14	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・15ポイント 40%・・・12ポイント 30%・・・9ポイント 20%・・・6ポイント 10%・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別K7の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
野菜	L1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・10ポイント 12ポイント以上・・・8ポイント 9ポイント以上・・・6ポイント 6ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・5ポイント 21%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 9%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント
	L2	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・5ポイント 23.8%以上・・・4ポイント 17.5%以上・・・3ポイント 11.3%以上・・・2ポイント 5.0%以上・・・1ポイント
	L3	・当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。

		6 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10 a 当たり収量を4 %以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別L5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別L10及び類別L12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	62.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	L4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5 %以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別L5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別03の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	L5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5 %以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	L6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5 ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1 %以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。 ・当該品目の契約取引数量を10%以上増加 70%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 55%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 40%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 26.5%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は、 ・現状の当該品目の契約取引数量が全国出荷量の0.26%以上（事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が全国出荷量の1 %以上である場合に限る。） 0.70%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 0.59%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

		25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別L13の成果目標を選択することはできない	0.48%以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.37%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.26%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L7	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L8	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、 本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、 外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合 に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要 取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上 高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	L10	・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の 被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出 荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全 国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高 い。 16.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、 類別L11の現況値を選択することはできない。
	L11	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率 を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別L10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合 は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出 荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全 国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高 い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、 類別L10の現況値を選択することはできない。
	L12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を 3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積	・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位 収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年

		当たりの販売額」を選択した場合は、類別L3の成果目標を選択することはできない。	の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	L13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・・・・・15ポイント 40%・・・・・・・・・・12ポイント 30%・・・・・・・・・・9ポイント 20%・・・・・・・・・・6ポイント 10%・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別L6の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
花き	M1	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・1ポイント
	M2	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。）の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育成家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体又はその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあっては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・1ポイント
	M3	・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別M5のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別M12のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント
	M4	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コス	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・1ポイント

		ト」を選択した場合は、類別M5の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	
	M5	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を５％以上縮減。 40％以上・・・・・・・・・・10ポイント 30％以上・・・・・・・・・・8ポイント 20％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M4のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120％以下。 100％以下・・・・・・・・・・5ポイント 105％以下・・・・・・・・・・4ポイント 110％以下・・・・・・・・・・3ポイント 115％以下・・・・・・・・・・2ポイント 120％以下・・・・・・・・・・1ポイント
	M6	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を３ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が２億円以上の場合、下記のとおりとする。 ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を２ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 8ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M13の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が３％以上。 15％以上・・・・・・・・・・5ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 9％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M7	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を５ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント ５ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して３ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント
	M8	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を１ポイント以上増加。 ５ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出手向け割合が５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント ５％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	M9	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前５年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して５ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して３％以上高い。 20％以上・・・・・・・・・・5ポイント 15％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・3ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント

		9 ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	3 %以上・・・・・・ 1 ポイント
	M10	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5 %以上高い。 32%以上高い・・・・・・ 10ポイント 25%以上高い・・・・・・ 8 ポイント 19%以上高い・・・・・・ 6 ポイント 12%以上高い・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上高い・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M3及び類別M11の現況値を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M11の現況値を選択することはできない。
	M11	・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5 ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 20ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M10の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・ 1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別M10の現況値を選択することはできない。
	M12	・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。 15%以上・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・ 8 ポイント 9 %以上・・・・・・ 6 ポイント 6 %以上・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別M3の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。 15%以上・・・・・・ 5 ポイント 12%以上・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・ 3 ポイント 6 %以上・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	M13	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。 50%・・・・・・ 15ポイント 40%・・・・・・ 12ポイント 30%・・・・・・ 9 ポイント 20%・・・・・・ 6 ポイント 10%・・・・・・ 3 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別M6の成果目標を選択することはできない。	※当該類別については、新規導入品目に限る。
環境保全型農業	N1	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 25ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 20ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 15ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5 %以上。 30%以上・・・・・・ 5 ポイント 25%以上・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・ 3 ポイント 15%以上・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・ 1 ポイント
	M2	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・ 10ポイント 40ポイント以上・・・・・・ 8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・ 6 ポイント 10ポイント以上・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・ 2 ポイント	○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5 %以上。 40%以上・・・・・・ 5 ポイント 30%以上・・・・・・ 4 ポイント 20%以上・・・・・・ 3 ポイント 10%以上・・・・・・ 2 ポイント 5 %以上・・・・・・ 1 ポイント

		又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（有機ＪＡＳ認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を１ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合 ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	N3	・販売金額又は販売数量を３％以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9％以上・・・8ポイント 7％以上・・・6ポイント 5％以上・・・4ポイント 3％以上・・・2ポイント	・過去５年間における販売金額又は販売数量の増加割合が１％以上増加。 5％以上・・・5ポイント 4％以上・・・4ポイント 3％以上・・・3ポイント 2％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント
	N4	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を５ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が１％以上 10%以上・・・5ポイント 7％以上・・・4ポイント 5％以上・・・3ポイント 3％以上・・・2ポイント 1％以上・・・1ポイント
	01	・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。 100%以上・・・10ポイント 75%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント 又は ・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を５％以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の上荷量を増加させること、かつ、協議会外への上荷量を含めた全ての出荷量を現状以上増加させることを前提とする。 50%以上・・・10ポイント 38%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 16%以上・・・4ポイント 5％以上・・・2ポイント	・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一體的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる ・・・5ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。
国産原材料サプライチェーン構築	02	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合を年平均3ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 3.5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3.5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向けの割合 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント
	03	・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を５％以上縮減。 20%以上・・・10ポイント	・生産者及び流通業者による一體的な取組を行っている。 協議会を組織して取り組んでいる
青果物広域流通システム構築			

		16%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、 類別K5及び類別L4のうち「流通コスト」の成果目標を 選択することはできない。	・・・・・・・・・・ 5 ポイント ※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営について の会則が策定されており、その事業内容が成果物の流 通コストの縮減に向けた取組であることとする。
農畜産物輸出 に向けた体制 整備※本成果 目標中におい て、H A C C P 等 認 定 と は、食品の製 造過程の管理 の高度化に関 する臨時措置 法（平成10年 法律第59号） に基づく高度 化計画及び高 度化基盤整備 計画の認定と する。	04	・以下の①の中の1つを選択するものとする。 ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷 量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷 額の割合が3 %以上で、かつ、輸出向け出荷量又 は出荷額の増加割合（※） 20%以上増・・・・・・・・・・ 10ポイント 15%以上増・・・・・・・・・・ 8 ポイント 10%以上増・・・・・・・・・・ 6 ポイント また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合 は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合（※） 5 %以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合 には、輸出向けの年間出荷量（※） 10トン以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 9 トン以上・・・・・・・・・・ 9 ポイント 8 トン以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 7 トン以上・・・・・・・・・・ 7 ポイント 6 トン以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント ※本成果目標を選択する取組主体事業計画は、別記2 の第4の5のアの（1）の⑤の産地パワーアップ計画 の成果目標との整合性を図ること。 ・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択 できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。 ②G A P 認証等を取得していること・・・ 1 ポイント ③H A C C P 等認定（民間認証を含む。）を取得する こと・・・・・・・・・・ 1 ポイント ④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の 登録を実施すること・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国へ の出荷体制を整備すること・・・ 1 ポイント ⑥施設整備により輸出品目を追加（新規の取組の場合、 2 品目目以降） ・・（1 か国につき） 1 ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごと にカウントする。 ただし、農産物については、6 桁番号の品目ごとに 1 品目としてカウントする。 ⑦輸出先国開催の商談会等に参加 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑧コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的 輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と輸 出用米の複数年契約を締結する場合 ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑨有機 J A S 認証を取得すること ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場 合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択すること はできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの 限りではない。	・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものと する。 ①事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む） が直近5 年間に農畜産物に関しての輸出実績があるこ と。・・・・・・・・・・ 5 ポイント ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の 登録を実施していること。 （例）台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録 等・・・・・・・・・・ 5 ポイント ③G A P について、以下のいずれかであること ・・・・・・・・・・ 4 ポイント ・GAP認証を取得していること。 ・GAP取得チャレンジシステムに則って生産し、第三 者による確認を受けていること。 ④H A C C P 等認定を取得していること ・・・・・・・・・・ 4 ポイント ⑤事業実施主体（その構成員または委任管理者を含む） が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の 構成員であること・・・・・・・・・・ 3 ポイント ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会 等に参加したことがあること・・・ 2 ポイント ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出 に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施してい ること・・・・・・・・・・ 1 ポイント ⑨コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的 輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連 携して輸出拡大に取り組む計画を有している場 合・・・・・・・・・・ 5 ポイント ⑩有機 J A S 認証を取得していること ・・・・・・・・・・ 4 ポイント

	05	・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合を年平均1ポイント以上増加。 3 ポイント以上・・・・・・10ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・8ポイント 2 ポイント以上・・・・・・6ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・4ポイント 1 ポイント以上・・・・・・2ポイント	・総出荷量又は総出荷額に占める輸出向けの割合 5%以上・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・1ポイント
	06	・輸出先国・地域向けの生産に取り組む面積の割合を10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・2ポイント	・事業の受益地区内において 輸出先国・地域向けの栽培暦が策定されていること ・・・・・・5ポイント 輸出先国・地域の基準に適合した生産体制が整備されていること ・・・・・・3ポイント (例) 定期的な残留農薬分析の実施体制など
共通	P1	生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を10%以上削減。 10%以上削減・・・・・・10ポイント 6%以上削減・・・・・・6ポイント (※1) 単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。 (※2) 共同利用施設の運営コストとする。 ※成果目標に別記2の第4の5のアの(1)の①を設定する場合に選択できるものとする。	生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。 10%以上下回る・・・・・・5ポイント 6%以上下回る・・・・・・4ポイント 2%以上下回る・・・・・・3ポイント
	P2	販売額又は所得額(※)を10%以上増加。 10%以上増加・・・・・・10ポイント 6%以上増加・・・・・・6ポイント (※) 原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とする。 ただし、都道府県が地域としての高収益化(収益性の高い品目・品種(単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種)の面積拡大や、全国・地域段階で実需者(市場、食品事業者等)から求められている品目・品種及び用途(国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等)の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。 ※成果目標に別記2の第4の5のアの(1)の②を設定する場合に選択できるものとする。	販売額又は所得額(※)について、都道府県平均値より2%以上上回る場合 10%以上上回る・・・・・・5ポイント 6%以上上回る・・・・・・4ポイント 2%以上上回る・・・・・・3ポイント
	P3	労働生産性を10%以上向上。 10%以上向上・・・・・・10ポイント 6%以上向上・・・・・・6ポイント ※成果目標に別記2の第4の5のアの(1)の⑥を設定する場合に選択できるものとする。	労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。 10%以上上回る・・・・・・5ポイント 6%以上上回る・・・・・・4ポイント 2%以上上回る・・・・・・3ポイント

3 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製 貯蔵施設等再 編利用※米、 麦又は大豆等 の乾燥調製、 保管に係る施 設	a1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。 ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域(以下「重点再編地域」という。)に選定されている。 ・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・4ポイント

	②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・5ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 20ポイント以上・・・3ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%・・・5ポイント 6%・・・4ポイント 5%・・・3ポイント 4%・・・2ポイント 3%・・・1ポイント	90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント
a2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取り組む場合 ①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 ・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組む計画となっている場合 ・・・3ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント

		⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去５年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント ※「過去５年間」とは、直近２年間の平均値と直近年の４年前及び５年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント
	a3	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・ ・ ・ ・ ・ ５ポイント 92%以上・ ・ ・ ・ ・ ４ポイント 88%以上・ ・ ・ ・ ・ ３ポイント 84%以上・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント 80%以上・ ・ ・ ・ ・ １ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取り組む場合 ①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合 ・ ・ ・ ・ ・ ５ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位１品種（又は上位１麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合 ・ ・ ・ ・ ・ ３ポイント
	a4	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・ ・ ・ ・ ・ ５ポイント 92%以上・ ・ ・ ・ ・ ４ポイント 88%以上・ ・ ・ ・ ・ ３ポイント 84%以上・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント 80%以上・ ・ ・ ・ ・ １ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下のいずれかに取り組む場合 ・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・ ・ ・ ・ ・ ５ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・ ・ ・ ・ ・ ５ポイント 95%以上・ ・ ・ ・ ・ ４ポイント 90%以上・ ・ ・ ・ ・ ３ポイント 85%以上・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント 80%以上・ ・ ・ ・ ・ １ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去５年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が５ポイント以下。 ５ポイント以上（上昇）・ ・ ・ ・ ３ポイント ０ポイント以上（上昇）・ ・ ・ ・ ２ポイント ５ポイント以下（低下）・ ・ ・ ・ １ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去５年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント ※「過去５年間」とは、直近２年間の平均値と直近年の４年前及び５年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・ ・ ・ ・ ・ ２ポイント

	(ただし、現況値より増加させる場合のみ選択できることとする。) ①担い手への農地集積が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント 又は ②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント	除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・1ポイント ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント
a5	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆等)の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかに取り組む場合(ただし、現状値より増加させる場合にのみ選択できることとする。) ①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・5ポイント ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・3ポイント ※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。 ①耕起・整地 ②播種・移植 ③収穫 ④乾燥・調製	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年

			の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用 (野菜、果樹、花き、いも類)	b1	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い数量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 95%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 90%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 85%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 80%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上(上昇)・ ・ ・ 5 ポイント 15ポイント以上(上昇)・ ・ ・ 4 ポイント 7ポイント以上(上昇)・ ・ ・ 3 ポイント 1ポイント以下・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 9ポイント以下・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用(茶)	c1	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。(ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。) 18以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 15以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 11以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 8 以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 4 以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 154以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 137以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 119以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 102以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	c2	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。(なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 18%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 14%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 9%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 8%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 3%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	c3	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 36%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 27%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 18%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 10%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 41以下・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 43以下・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 45以下・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 47以下・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	c4	・契約取引量指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後に100を乗じた数とする。) 35以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 28以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 21以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 14以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 7 以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・契約取引量指数の直近値が7以上。 44以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 35以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 26以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 16以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 7 以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	c5	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・ ・ ・ ・ ・ 10ポイント 20%以上・ ・ ・ ・ ・ 8 ポイント 16%以上・ ・ ・ ・ ・ 6 ポイント 12%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 8%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント	・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 18.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 14.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 11.0%以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント 7.5%以上・ ・ ・ ・ ・ 2 ポイント 4%以上・ ・ ・ ・ ・ 1 ポイント
	c6	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・ ・ ・ ・ ・ 5 ポイント 20以上・ ・ ・ ・ ・ 4 ポイント 15以上・ ・ ・ ・ ・ 3 ポイント

		40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
	c7	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	c8	・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 18%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	c9	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。（なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
	c10	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。（なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・5ポイント 42以下・・・・・・・・・・4ポイント 50以下・・・・・・・・・・3ポイント 58以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
	c11	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。（なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・1ポイント
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	d1	・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。 8割以上・・・・・・・・・・10ポイント	・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポ

		7割以上・・・・・・・・・・8ポイント 6割以上・・・・・・・・・・6ポイント 5割以上・・・・・・・・・・4ポイント 3割以上・・・・・・・・・・2ポイント	イント加算するものとする。
	d2	・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d3	・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。 3工場以上の廃止・・・・・・・・10ポイント 2工場の廃止・・・・・・・・8ポイント 1工場の廃止・・・・・・・・5ポイント	
	d4	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d5	・再編後の工場の操業率が75%以上。 95%以上・・・・・・・・・・10ポイント 90%以上・・・・・・・・・・8ポイント 85%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d6	・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d7	・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	d8	・再編後の工場の労働生産性を2%以上向上 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	